

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 1 年 9 月 1 1 日（金曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成21年9月11日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成20年度旭市一般会計決算の認定について

出席委員（12名）

委員長	神 子 功	副委員長	佐久間 茂 樹
委員	高 木 武 雄	委員	日 下 昭 治
委員	木 内 欽 市	委員	柴 田 徹 也
委員	嶋 田 哲 純	委員	景 山 岩三郎
委員	林 七 巳	委員	伊 藤 房 代
委員	島 田 和 雄	委員	平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	向 後 和 夫	副議長	林 一 雄
----	---------	-----	-------

説明のため出席した者（84名）

副 市 長	増 田 雅 男	教 育 長	茅 田 哲 雄
総 務 課 長	平 野 哲 也	秘書広報課長	米 本 壽 一
企 画 課 長	堀 江 隆 夫	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	野 口 徳 和	市 民 課 長	増 田 富 雄
環 境 課 長	平 野 修 司	保険年金課長	花 香 寛 源
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在 田 豊
高齢者福祉課長	渡 辺 輝 明	商工観光課長	神 原 房 雄
農水産課長	林 清 明	建 設 課 長	北 村 豪 輔

都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	菅谷衛一
水道課長	横山秀喜	庶務課長	浪川敏夫
学校教育課長	平野一男	生涯学習課長	野口國男
国体推進室長	高野晃雄	監査委員局長	林久男
農業委員会 農事務局長	伊藤浩	その他担当員	57名

事務局職員出席者

事務局長	加瀬寿一	事務局次長	石毛健一
主査	穴澤昭和		

開会 午前10時 0分

○委員長（神子 功） おはようございます。

本日、大変お忙しいところ、ご苦労さまでございます。

既にご案内のように、先の国政選挙におきまして民主党が大躍進したわけでございます。日本には大変大きな風が吹きまして、国民は長期自民党政権にノーの決定を下したと思います。また国民は、国民の目線、そして国民生活重視という立場で政治を望んでいることの高いことが、その結果として表れたものというふうに思っておりますし、期待もそういった意味では高いというふうに考える一人でございます。

こういったような状況の中で私たち千葉県の中で見てみますと、県庁においては、県職員による約30億円の不正経理問題、これが発覚いたしまして、新聞、あるいはマスコミ等で連日この状態をにぎわしております。このことは私が申し上げることもなく、職員は公僕にして、あってはならないことという、恥ずべき問題ではないかというふうに思っております。

本市におきましては、平成20年度の決算時期を迎えました。決算審査特別委員会が本日から行われます。私たち議員、また職員ともども、市民のためにあるべき姿を考え、やるべきことをやらなければいけないことであるというふうに実感をしております。

そういったことを踏まえまして、委員の皆様方におかれましては、委員会においての慎重審査をよろしくお願いいたしたいと存じます。

以上、委員長としてのごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は12名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、市民より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。委員の皆さんは自席のままでお待ちください。

休憩 午前10時 4分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 4分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長と林副議長に出席をいただいております。代表して向後議長にごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

また決算審査特別委員会委員の皆様方には、お忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

本委員会に付託いたしました決算議案10議案について審査をしていただくわけですが、本日は審査内容が多岐に及ぶことから、議案第1号の一般会計決算のみの審査を行うとのことでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、簡単ですけれどもごあいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（神子 功） ありがとうございます。

ここで議長、所用のため退席をいたします。しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 6分

(議長退席)

再開 午前10時 6分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、副市長、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は決算審査特別委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の特別委員会に審査をお願いいたしますのは、平成20年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の各決算議案10件でございます。そのうち本日は一般会計の審査をお願いするわけですが、執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては簡

潔に答弁するよう努めて参ります。何とぞ全議案認定くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げます。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はご苦勞さまでございます。

○委員長（神子 功） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（神子 功） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての10議案であります。

本日は、本委員会に付託されました議案のうち議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算の認定についての1議案を議題とし、本日1日の日程で審査を行います。

審査の方法については、歳出の款別に大きく四つに区分し、初めに歳出の1款議会費と2款総務費を、次に3款民生費と4款衛生費、次に5款労働費から8款土木費まで、最後に9款消防費から14款予備費までの区分ごとに歳入歳出を併せて順次審査を行いたいと思います。

なお、区分ごとの説明及び質疑につきましては一括してお受けしたいと思います。

なお、会場の都合により、担当課の入れ替えをただいま申し上げました四つの区分ごとに行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号の歳出、1款議会費と2款総務費の担当課以外はここで退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時13分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号の審査を行います。

議案第1号の歳出、1款議会費と2款総務費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課より議案第1号、一般会計決算認定の補足説明を申し上げます。

○委員長（神子 功） その前に、財政課長、長くなるようでしたらお座りしていただいて、説明で結構です。

○財政課長（加瀬正彦）それほど長くはありません。

○委員長（神子 功） じゃ、お願いいたします。

○財政課長（加瀬正彦） 一般会計の決算につきましては、本会議の補足説明におきまして、決算に関する説明資料による決算の概要説明、それと決算書に基づきまして歳入歳出の各款ごとの増減額と主な増減理由について説明させていただいております。今、この席では2点ほど追加して説明させていただきたいと思います。この後、各課から所管する事務事業について説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、最初に決算書の344ページをお願いいたします。

平成20年度旭市一般会計実質収支に関する調書でございます。改めて申し上げたいと思います。歳入の総額は257億5,970万4,000円です。歳出の総額が247億8,614万円で、歳入歳出の差し引き額が9億7,356万4,000円となっております。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費に係る分として1億4,950万6,000円、これは去る6月議会の報告第1号で申し上げました繰越明許費繰越計算書で報告したとおりでございまして、定額給付金の給付事業をはじめといたします17事業に係るものでございます。

次の事故繰越しに係る分が504万1,000円でありまして、これにつきましても6月議会で報告済みでございます。この二つの繰越財源の合計が1億5,454万7,000円で、これを差し引き

ました実質収支が8億1,901万7,000円でありまして、この額が平成21年度に繰り越されたものでございます。

次に、もう1点、起債についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、48ページをお願いいたします。

20款の市債でございます。収入済額22億1,720万円となっております。この中で合併特例債の対象となったものを申し上げたいと思います。

まず、1目衛生費の備考欄1番の水道事業一般会計出資債3,780万円と、次の51ページの備考欄になります。3目1節道路橋梁費の備考欄1番の旭中央病院アクセス道整備事業債5,890万円、同じく3目2節都市計画費の備考欄2番の文化の杜公園整備事業債370万円、及び備考欄3番の下宿ふれあい公園整備事業債1,870万円、それと4目消防費の備考欄4番、防災基盤整備事業債1億4,800万円、それと5目教育債の備考欄1番の中学校校舎改築事業債7億4,090万円、それとその下に平成19年度からの繰り越し分がございます。中学校の校舎改築事業債2億2,780万1,000円、これらを合計いたしますと、12億3,580万円、借入れ額の55.7%を占めております。そしてこれら合併特例債につきましては、元利償還金の70%が交付税措置されると。

以上2点について補足説明申し上げます。

それでは、順次各課から説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、総務課のほうから、人件費の関係、これは款、項、目、複数にわたりますので、総括してご説明を申し上げたいと思います。

あらかじめお配りしてございます議案第1号、総務課という、四角い枠で囲ってあります、平成20年度一般会計人件費決算についてという、こういう表がお配りしてございますので、それをご用意いただきたいと思います。よろしいでしょうか。お手元の資料により説明したいと思います。20年度の一般会計人件費決算についてという2枚つづりの表でございます。よろしいでしょうか。

それでは、補足説明を申し上げます。

この資料につきましては、一般会計決算書の各款の2節から4節、いわゆる給料、職員手当、共済費のそれぞれを集計したものでございまして、平成20年度と19年度決算を比較してございます。なお、この表には常勤の特別職3人も含まれております。

それでは、初めに給料でございます。決算額ですけれども、20年度の決算額が28億2,776

万6,562円、19年度の決算が29億1,223万2,687円でございます、そこに記載のとおり、差し引き8,446万6,125円の減でございます。

次に、大きい項目の職員手当でございます。20年度決算が14億7,960万2,049円、19年度決算が15億2,705万4,674円となりまして、差し引きで4,745万2,625円の減でございます。その各手当の内訳につきましては後ほど説明いたします。

表の下から3行目になります。共済費でございます。20年度決算が7億4,614万6,896円、19年度決算が7億4,949万8,750円でございます、差し引き335万1,856円の減でございます。

合計では、20年度が50億5,351万5,507円、19年度が51億8,878万6,113円でございます、差し引き1億3,527万606円の減となりました。この減となった主な要因でございますけれども、職員数が、そこにありますように、前年対比で12名の減になったこと、それと、それ以外に新陳代謝ですね、給料の高い人がやめて安い人が入ったという新陳代謝による減、こういったものが主な要因でございます。

それでは続いて、先ほど申し上げました職員手当の内訳でございます。内訳について申し上げます。

初めに、扶養手当でございます。扶養手当につきましては、支給人数、これは352名でございます。3月時点での支給人数ということでご理解いただきたいと思います。1か月当たりの平均、これは単純に割り出しますと、約1万8,500円ということになります。1か月当たりの1人の平均ですね。減の要因ですけれども、これは扶養者の人数が減ったことによるものでございます。

次に、住居手当でございます。支給人数は295名、1人1か月当たり約8,600円。これは単純平均の割り算で、1人1か月当たり約8,600円。増の要因ですけれども、借家の居住者の数の増によるものでございます。

次に、通勤手当でございます。支給人数は611名、1人1か月当たり約5,700円ということになっております。

次の時間外手当でございます。支給人数は224名、1人1か月当たり約2万3,100円となっております。前年度と比較しましてほぼ横ばいということでございます。1人1か月当たりの時間外勤務時間数は約12時間となっております。

次に、管理職手当でございます。支給人数は193名、1人1か月当たり約3万4,000円となっております。約219万円の減となった理由でございますけれども、管理職手当の定額化に係る経過措置率が100分の100から100分の75ということで25%削減されたということでござ

いまして、これによりまして減少しております。

次に、期末手当でございます。支給人数は745名です。支給は6月と12月の年2回、1人1回当たりの平均は約51万5,200円となっております。約2,538万円の減となった理由でございますけれども、これは職員数の減等によるものでございます。

次に、勤勉手当でございます。支給人数は735名、1人1回当たりの平均は約25万5,900円となっております。期末手当、勤勉手当の支給人数が違いますのは、特別職のほか産休ですとか育休等がございまして、この基準日にいなかったり、あるいは日数が足りなかったりした場合には減額されますので、そういうことで違って参ります。

次は、児童手当でございます。支給人数は141名で、1人1か月当たり約9,700円となっております。増の要因は、3歳未満の児童数の増加によるものでございます。

次に、宿日直手当でございます。支給人数は41名で、1人1か月当たり約4,600円でございます。減の要因は、各支所、3か所あったんですけれども、各支所の日直を20年度から廃止したことによる減でございます。

次に、休日勤務手当でございます。支給人数は83名で、1人1か月当たり約1万7,100円となっております。これはほとんどが消防職でございます。減の要因につきましては、消防職員の休日勤務について、可能な限り代休での取得ということで変えましたので、これによる減、縮減ということになります。

次に、特殊勤務手当でございます。支給人数は92名、1人1か月当たり約2,600円となっております。これもほとんどが消防職でございます。前年とほぼ同じ額でございます。

最後に、夜間手当でございますけれども、支給人数は87名でございます。1人1か月当たり約5,400円、これも消防職が主なものでございます。

以上でございますけれども、なお、2枚目の資料でございますけれども、これは病院会計を除いた全会計、特会分を含めますとこういう状況になるということでご理解をいただきたいと思います。参考までに添付させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（神子 功） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） それでは、平成20年度一般会計歳入歳出決算に関する説明資料、この資料に基づきまして1点だけ補足説明をさせていただきたいと思います。

23ページをご覧になっていただきたいと思います。23ページは、広報に関するでございます。決算書は71ページの説明でございます。

この23ページは、1点目としまして、広報あさひの発行の状況、これは広報あさひ、毎月2回、1日号と15日号がありますけれども、印刷製本費と新聞の折り込みの手数料を合わせた額が、この1,574万6,575円、この金額でございます。

二つ目は、市勢要覧の作成業務の状況です。決算の状況であります。A4版64ページでありますけれども、このカラー刷りの冊子を印刷しました。各世帯へ配りました。こういうものであります。

本当に簡単でございますけれども、以上で説明を終わりにします。

○委員長（神子 功） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課の所管の事項につきまして説明をさせていただきます。

説明のほうにつきましては、決算書のほうで説明をさせていただきます。

企画課のほうにつきましては75ページからでありますけれども、最初に77ページをお開きいただきたいと思います。

77ページに、備考欄、中段でありますけれども、4に地域資源価値創造事業がございます。この事業につきましては、この旭市が全国に見ましてどうも知名度がいまいち低い、こういうことがよく言われております。そんな中で、旭市のよさをいろいろな角度で調査、あるいは研究等を行いながら、さらに、外部から見ていろんな提言をいただきたい、そんなことで国・県の支援をいただきながら事業実施をさせていただいたものであります。事業の中には、本市にゆかりのありますちばてつや先生の原画展や講演会の開催、あるいは観光商品開発のためのモニターツアーの実施、さらに、あさひパークゴルフ場のイメージキャラクターであります向太陽、これを記念しましてオープンコンペ第1回向太陽杯等を開催しております。さらに、案内板等を設置したものでございます。

次に、決算書の79ページのほうをお願いしたいと思います。79ページであります。

一番下の備考欄2のところに電算システム運用事業、この中の13節委託料の電算業務委託料1億3,259万3,370円でございます。主なものとしては、後期高齢者制度等の医療制度改革に伴うシステム改修、これが6,997万5,570円、次いで、各種の法改正に伴いますシステム修正に係る業務が主でございます。主なものとしては、住民税、あるいは乳幼児医療、あるいは児童手当、介護保険等のシステム修正でございます。

さらに、申し訳ありませんが85ページをお開きいただきたいと思います。

85ページのところに備考欄3、コミュニティ育成事業がございます。これにつきましては、

地区の集会施設建設事業、平成20年度につきましては1か所支援をさせていただきました。事業の中身は、60%以内700万円を上限とした支援でございます。そのほかに、地区集会施設の修繕事業、これは50%以内で限度額200万円の支援になっております。平成20年度につきましては7地区で活用をいただいております。

続きまして、中段の備考欄4、ここに出会いの場創出事業がございます。通称出会いコンシェルジュとして活動いただいております。結婚を希望します男女の出会いの場の提供でございます。現在、登録者につきましては、男性が130名、女性が93名、合わせまして223名の登録をいただいております。20年度、出会いの場を11回、セミナーを1回開催しております。

続きまして、備考欄5のところにコミュニティバス等運行事業がございます。平成20年度の利用者につきましては10万7,255人でございます。いろんなコースの変更等もありますけれども、前年から比べますと約12%の増となっております。ちなみに1便当たりの乗車人数でございますけれども、平均しまして9.3人というようなことで、かなりの方にご利用いただいております。ちなみにこの運賃収入につきましては、この決算書の中に、49ページのほうに雑入の中に入れてあります。49ページ、雑入、備考欄説明9のところに、コミュニティバス運賃収入864万8,065円でございます。

以上で企画課の所管の事業の説明を終わります。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

それでは、1款議会費と2款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 歳入に関してお願いしたいと思いますが、税務課の関係になるのかなと思います。収入未済額というのがだいぶありまして、不納欠損額が大幅に前年度に比較すると増えているんじゃないかなと思いますが、前年度1億円ちょっとだったのが今回2億5,000万円、その中で特に大きなのは固定資産税だと思います。固定資産税が倍以上になっていると。その何かの原因があらうかなと思いますけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと、昨年も実は本会議で若干お聞きした経緯があるんですが、まだよく、私、税の関係が分かりませんので、もう一度またここでお聞きしたいと思うわけでございますが、それは、収入未済額が出てきた際、昨年度、要するに19年度の収入未済額が出ましたね。それが本年度の滞納繰越分の調定額になってこないのかなと。何かそれはあるかなと思います。

恐らく、その辺は私はよく分からないので、もう一度お聞きしたいわけでございます。

単純に、私の計算が間違っていなければ、未済額が昨年 3 億 8,351 万 9,091 円、今年度 3 億 8,026 万 2,075 円、その差額 325 万 7,016 円あるわけでございますけれども、それらは、当然、市税条例の中の恐らく 51 条、市税の減免等の関係になるのかなと思いますけれども、減免される期首があって期末があると、恐らく企業会計ではこういうことはあり得ないと思うんですけれども、一般会計はこういうことが出てくると、差額が出てくるということ、その辺の説明。

それと併せて、軽自動車も同じく 17 万 5,200 円ほど減っていると思います。その辺の背景をお願いしたいと思います。

特にそれと、今申しましたけれども、不納欠損額が全体では 0. 何% 増だという話をされておりますけれども、不納欠損がこれだけ出てくるということは、かなりそれは今の時代背景かなとも思いますけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと費用のほうにおいて、市税徴収補助員というのが市税と国保にもあろうかと思えますけれども、その辺は歩合制をとっているというような感じに聞いておりますけれども、その辺の若干もう少し細かく説明をいただければと思います。それ、できれば、減免、その差が三百二十何万円というような差が出ているわけでございますので、後でも構いませんけれども、その辺、説明を受けてからで構いませんけれども、分かればそれで済むんですけれども。

それともう 1 点、一緒に質疑をしなければならないということでございますので、先ほど財政課長、344 ページ、説明ございましたね。最後のこの 6、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定により、基金繰入額ゼロ、多分これは、実は今、基金条例、よく見ていたわけでございますけれども、先ほどちょっと見ていたわけでございますけれども、国保だと収入があったのを必ず基金へ決算で繰り入れなければならない。しかし、今、旭市、ここをやっているのは、両面でできるような形で一般の基金を繰り入れして、今回の繰り越しに補正をし、さらにその中から支出して財調のほうへ繰り入れるということになろうかと思えますけれども、例えばそんな形をとった際には、実質収支比率に何らかの影響が出るのか出ないのか、その辺もお願いできればと思います。

とりあえずそれだけお願いします。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、不納欠損についてお答えいたします。

決算書の５ページのほうで、先日、神子議員のご質問にもお答えしましたがけれども、まず、この増加しました不納欠損でございます。対前年でもって１億４,４６８万円ほど増加しました。この増加しました理由につきましては、固定資産税と都市計画税ですけれども、実はこの中で平成１４年に倒産した会社がございます、その清算が完了しましたのが平成１９年ということです、それをもちまして時効ということで即時消滅をさせたということでございます。それで大幅に増加したということでございます。

次に、収入未済額の関係でございます。昨年もお質問がございましたけれども、もう一度その内容についてご説明したいと思います。

まず、調定がなぜ動くかなということですが、これは、まず、地方税法１７条の５の規定によりまして、更正があった場合に修正が出てくるんですが、まずその項目について申し上げますけれども、１９年度の決算書はここにはございませんので、先ほど日下委員が申しあげました数字の差でございますけれども、まず、市民税のほうは先ほどご説明ありましたけれども、差額が３２５万７,０１６円の減となっております。その理由にしましては、平成２０年度中に平成１９年度以前の所得につきまして修正申告が１８件ございました。これによりまして２５万１,４８１円が減になったということでございます。

それからもう一つは、税源移譲による市県民税の減額申告が６１件ございまして、これが１４５万円ほど減になると。

それから、市民税と県民税はこれは併せて徴収しますので、そういうことで案分率をかけてやるわけなんですけれども、こういう過年度分が生じますと、どうしてもその調定額が動かざるを得ないということでもあります。現年分については還付で処理しますが、過年度分について滞納があるということが生じてくるということでございます。

次に、軽自動車につきましては、前年度、その調定の動きが、差額が１７万５,２００円ほどございました。これにつきましては、廃車届が２９台あったことによりまして異動が生じたということでございます。

次に、徴収補助員についてお答えいたします。徴収補助員については２名いらっしゃいまして、市税と国民健康保険税、併せて徴収を行っております。その徴収実績で申し上げます。市税と国民健康保険税、２人で合わせまして徴収税額は５,０５１万円ほどでございます。この方の賃金ですが、これは特別職のほうになりますが、非常勤職員の報酬及び費用弁償に定める条例、これの第２条ですが、この規定に基づいて支出しておりまして、基本

としまして、徴収税額の３％、月に６万２,０００円が原則と、その歩合給が徴収税額３％ということで、報酬額は２人合わせまして３００万３,４１５円出ております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ３４４ページのここの６番の欄、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額、これについては確かに２分の１を下らない額を積み立てなければならないんですけれども、これについては翌年までということで、今回補正予算で４億１,０００万円積み立てたと。これについて実質収支に影響があるのかなのかということだったんですけれども、これは影響はございません。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） 今、税務課長に説明いただいたわけでございますけれども、これはそうしますと、差額が出るというのは減免をされたということじゃないということですね。そうしますと、先ほど１回目の中で言いましたけれども、恐らく企業会計だったらこういうことはあり得ないですよ。恐らく貸借が合わなきゃならないわけですから。そうですよね。一般会計は、要するに、残ったものが減ってくるということはかけないということになりますよね。そういうことじゃないんですか。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 例えば修正申告につきましては、これは住民税もありますし、所得税の修正申告が出る場合がある。当然出ます。そうしますと、例えば過年度分であっても、例えば税額が増えたり減ったりした場合に、それをやらないと不公平になりますので、確定したやつ修正申告が出た過去のやつでもやるということでご理解をいただきたいと思います。

例えば滞納繰越を生じない、滞納していない人の修正申告が出ますね。そうした場合は、通常は過去の分については還付します。予算、歳出のほうから。追加徴収する場合は、過年度分の現年課税分の中で過年度分ということで課税をいたします。ただ、そういう滞納繰越分については、過去のやつについては、どうしてもこういう、例えばもし税金を返すようになった場合、それを生じます場合は、その滞納繰越分の税金のほうに返さないで充当させると、そういうような手続きもやります。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっと分からないですけども、例えば後で修正があった場合に戻す形ですよ。これは恐らく、この減ったということはそういうことだと思うんですよ。増えるはそれはあれですが、今回は、今、減ったということに対して聞いているわけですから、戻したということなんですよ、これ。

そうしますと、過誤納付金というのは、あれはどういう形であるんですか。後でそれも戻すということなんですか。何だっけ、過誤納付、何かありますよね、それ、納め過ぎた……。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 税金を納め過ぎて返すやつの現年度課税分と過年度分があります。現年度課税分については歳出のほうから還付しますが、過年度分は、例えば滞納繰越分がございまして、そうした場合には、通常でしたら、さっき言ったような、そのまま返しますが、まずは過年度分で税金を滞納している場合はその税額に充当しますので、返らない場合があります。そして、不足する場合も当然出てくるわけですね。ご理解いただけないでしょうか。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） おれは、素人はなかなか難しくてどうしようもないんですけども、例えば私が本来ならば100万円払わなきゃならないと。しかし、この中で考えたときには、99万円だよ、95万円だよということになっているんじゃないかなと思うんですよ、それが繰り越された場合に。だから、例えば私が税金を税務署でも払いますよね。その際、単式でやればそんなにはないでしょうが、複式でやった場合には下まで入ってきますから、貸借が合わなければならないですよ。その際、そこであるべきものがなくなったということになると何かおかしくなるんじゃないかなと思いますので、それはよく説明されても分かりませんので、差し支えないでしょう、これで裏づけを出して、いつ、何日に何件、幾らというのを、説明を後で資料として提示。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まずご説明しますが、税額の修正ですので、それは現年度課税分はあるし過年度もあるし、その場合、過年度から滞納繰越している人がいます。それを修正するということですから、当然、調定は動かざるを得ないということです。

（「その裏づけが何かあるんですよ」の声あり）

○税務課長（野口徳和） 裏づけは、修正申告が出ると。

（「だからその修正額が何のために……」の声あり）

○委員長（神子 功） 税務課長、どうぞ。

○税務課長（野口徳和） 自分が誤って修正申告される場合もあるし、税務署に見つかって過年度分をやられる場合もあると。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） その際は、ここで変わってきたということですか、そうすると、全く。

例えばこの年度じまいというのは3月31日ですよ。私はよく分からなかったから、出納閉鎖が2か月遅れるから、2か月間に何かあったときにこんなことが出てくるのかなと思ったら、そうでなく、4月1日が始まった時点で、3月31日に収入未済額がこれだけありましたよと、4月1日に、おれは調定が来るのかなと思ったんですけども、そうでないよと、その空間に日にちがながいのに変わっちゃうということか、その辺が分からないということなんです。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 修正申告、そういう税額の修正というのは随時行っていますので、そういう時期に関係なく行います。だから、先ほど言いましたが、一たん調製した決算書、5月の出納閉鎖期間があって調製するんですけども、それ以降にもし調製した後に修正した場合は次の調定で直すと、それが変わってくるということです。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、分かりました。そういうことで、先ほどちょっとお願いしましたけれども、詳細を資料か何かで出すことができますか。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） これは個別の案件の積み重ねですので、例えばトータルについては今件数を言いましたので、これでご了承願いたいと思います。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） たしか件数云々ということで、要するに全部すべてこの三百何万円修正、だからその修正をされたという背景が我々にはよく分からないんですよ。だから今、説明は分かりますよ、修正があったのは当たり前の話だ、それはね。しかし、そういう時期をもって

こういう変わったということは、その時点で何件修正の申請があつて幾らあつたかと、たしか今説明がありましたけれども、今聞いただけで忘れちゃいますので、また来年同じこと……、まあ来年は席がなくなるか分かりませんが、そういうこともありますので、後で資料を出していただけますかということです。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） そういう資料はございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 今の日下議員の関連になるんですけれども、不納欠損、これは時効によつて不納欠損というのが一番大きな原因と思ひますけれども、この時効にさせない方法、それはどういう方法があるのか、それをどのように実行されたかということをお伺ひいたしますとともに、これ一括質問ですかね。

○委員長（神子 功） そうです。

○委員（高木武雄） それでは、あと支出のほうで、備品購入とか需用費ということがございます。今、県のほうでも、先ほど委員長のお話にもありましたように、いろいろ不正経理が行われております。それは備品購入や需用費に可能性があると思ひますけれども、旭市には絶対ないと信じていますし、またあつてはならないこととございますけれども、その物品納入の方法、システム、あるいは検収方法、それは現在どのように行われているかお伺ひします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 時効にさせないと。まず手つとり早く一番分かりやすいのは、差し押さえすること。これは差し押さえを解除するまでは、永久に処分するまでは続くということです。それとあと、相手から、滞納者の方が途中でもって一部分でも納付されると、その時点で時効が中断するということもございます。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 物品の納入について、どのような方法でというご質問でございます。

た。まず、物品の納入なんですけれども、大きなものであれば、財政課のほうに担当課で予算を持っておりますから、それが依頼があります。それに基づきまして、今であればダイレクト入札等を行っていると。物品については工事と違いまして、ダイレクト入札の導入、少し時期がずれましたので、ちなみに平成20年度財政課で扱った物品なんですけれども、17件の入札をやりまして、15件が指名競争入札、ダイレクトが2件と、そのような状況であります。あと細かなものにつきましては、担当課がそれぞれ見積もり合わせを行いまして、その一番安いところを選定いたしまして、検収して支払いに回ってくるということでございます。

なお、消耗品、物品等、金額によりまして担当課で進みまして、あと会計課に回るもの、あとは財政に回るもの、そのようなシステムでそれぞれ処理を行っているところでございます。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） 質問が全然かけ離れるものですから、1つずつやっていいですか。

○委員長（神子 功） どうぞ。

今、高木委員のほうから話がありましたが、質問は簡潔にさせていただいて、それでスムーズな、円滑な運営ができればと思いますので、どうぞ。とにかく1款と2款については全体ですから、それについて質疑をいただきたいと思います。

○委員（高木武雄） それでは、許可をいただきましたので、不納欠損について伺いいたします。

先ほど時効中断の方法はいろいろお聞きいたしました。そうした中で、差し押さえという話がありました。これは効果があるのは確かなんですけれども、実際、差し押さえにかける状況にない人がこの不納欠損になると思うんですけれども、年間どのくらいの差し押さえをして換価というかお金になるのか、また預金だけやっているのか、それは財産、物品もやっているのか、それと件数は何件くらいやったのか、それをお伺いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、延べ件数ですけれども、102件、差し押さえを実施しました。それで市税のほうで、差し押さえ金額がトータル1億1,249万円と。それで内訳ですけれども、まず不動産、102件の内訳ですね、土地・建物が14件、預貯金が54件、給与が7件、生命保険、これは9件、出資金2件、国税還付金9件、参加差し押さえ、これは7件と。内訳です。

それから、実際の現金のほうの換価して充当した金額ですけれども、405万1,000円ということでございます。これは市税だけです。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） そうしますと、この1億1,000万円、これは査定でそれだけであって、換価できなかったということになるんですか。それとも、これ、ちょっとおれの聞き違いか、1億1,000万円、これが収入になったということですか。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今、1億1,249万円の内訳を申し上げませんでしたけれども、現金のほうで405万1,000円入りましたのは、まず預貯金のほうで161万円ほど、それから給与が11万6,000円、生命保険が151万9,000円、国税還付金が79万8,000円と。端数は切りましたけれども、それで合わせて405万円ほどでございます。

それで、土地・建物については、今時点では公売とかそういうのはまだ実施していません。それについては、今、本年度、オークションの公売関係の立ち上げを準備しているというところでございます。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） ありがとうございます。

差し押さえをやるのがいいわけではないんですけれども、差し押さえやることにおいて納税意識が高まるというか、そういう面がございます。今やって450万円しかないというのはかなり効率が悪いと思いますけれども、それによって時効も中断しますし、こういう一連の仕事を、大変やりづらい仕事ですよ、差し押さえ、それを頑張ってやっていっていただきたいと思います。この不納欠損についてはこれで一応終わりいたします。

先ほどの納品の件についてお伺いします。

確かに大きいものは、入札なり何なり、いろいろそれはそれとして予算化されていて透明になっていると思いますけれども、一番問題なのは消耗品とか少し小さなものですね、これ、ちょっと言葉は悪いかもしれないけれども、予算が余ったからこれ買っておくべ、今いらないから後で納入してもらおうべ、そういう形が県で結構多いように感じられます。実際そういうことがあったかどうか、私、全然分かりませんが、新聞報道なんかでそういう形になっています。

そういうことで、旭市でそういう小さいものの、恐らくどなたかが、課長なら課長に申請

して、課長の判こをもらって、それで商店に発注すると思います。そこでそのときに出るのが、今県で問題になっている問題であって、それをきちっと納入した検収システム、本来であれば発注した人でなくてその書類を見て違う人が検収するのが一番いいんですけども、それがどのような形で行われているのかお伺いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 検収のシステムということだと思います。

まず、ある程度のものについては検収調書というのをきちん作りまして、その中で、必ず検印、確認をする者が確認をした後に印鑑を押す。それと、小さなものであっても、伝票の中では検収印というのを必ず押すことになっております。これは一般であれば、その予算の執行のそのところの主幹になります。当然、担当者と主幹、違う形で確認をして押して、それで伝票が回ってくるということでございます。ですので、旭市においては比較的用きちっと目が届いている、そのように財政では思っているところでございます。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） そうあってほしいものでございます。旭市にはないと思いますけれども、今、いろいろ新聞報道などで、県警まで、あるいは監査委員部局でもやっているというような話がございますので、これからはいろいろ気を引き締めてやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（神子 功） 議案の審査は途中ですが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。

歳入の総括表の16ページですね、決算書の。地方交付税でちょっとお聞きいたします。

地方交付税には普通と特別交付税がありますね。この特別交付税は、今年みたいに台風と

か大雨とかそういう災害があったときに支給される交付税ですけれども、旭市の場合に幾らか入っていますけれども、何か災害とかそういうのがあったんですか。

それともう一つ、この間、財政課長がたしか議会で説明されたと思うんですけれども、この基金の残高の推移で、合併してからずっとこう基金が伸びてきていますよね。起債のほうも幾らかこう返しているわけですよね。これがこれからどのような状態になっていくかどうか、もし、予測でしょうけれども、見通しがちょっとありましたら教えてください。お願いいたします。

○委員長（神子 功） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 特別交付税につきましてご質問でございます。

決算書の25ページの備考欄の一番上に、特別交付税額8億4,633万2,000円という数字があります。ご質問の趣旨、災害等が来て来ているのかというような話でございましたけれども、実際には交付税総額の94%が普通交付税、6%が特別交付税という、そういう国のほうの割り振りになっております。その中で一定のルールを決めて配分しているもの、これが特別交付税の中にはあります。

主なものをちょっと申し上げますと、これは12月と3月に交付されているわけなんですけれども、12月の交付分の中では、やはり一番大きいのは旭中央病院に係るもの、例えば精神病床の絡みで9,790万円であるとか、救急医療の関係で4,420万円、救命救急センターで8,939万4,000円、それから周産期医療で7,314万円、小児医療病棟で4,200万円、それから小児救急等でも入っていると。そういったものが積み重なってこの金額になっております。

特に災害等が発生したから、当然、それは特殊需要で申し出いたしますけれども、実は特別交付税には、はっきり言って市町村では算定の分からないものもあります。そういったものは、特殊財政事情等ということで積算ができないもの、これが2億2,000万円ほどこの中には含まれております。これは国のほうで算定して交付されているものでございますので、こういったものが積み重なっているということでご理解いただきたいと思います。

それから、基金の残高の伸びなんですけれども、20年度末で63億円、全体であると。これの一番大きなものは地域振興基金であるということは、もうご存じのとおりでございます。これが実際にはもう20年度末で19億円ちょっとございますし、ただ、今まで合併の有利な財源を使いまして、それでできるだけ、例えば財政調整基金であっても、一たん予算の中で取り崩しますけれども、財源が余ればまたそれを積み増しすると、そういう形をとって参りま

したので、ここまでは順調に増えてきている。

ただ、議会の中でもちょっとお話ししましたが、有利な財源というのは徐々になくなって参りますので、そういったときに今のまま積み立てられるかというのは非常に厳しい状況にはあると思います。ただ、この先の見通しというのは、まだちょっと明確には申せない状況でございます。

○委員長（神子 功） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 答えはいりませんけれども、課長、市民の中には、基金というあれがどういうものか分からない人もいますわけですよ。今度、広報とか出すときには、基金のわきに貯金と書いて、そういう説明をよく出してやってください。そうでないと、大変分からない人もいますから借金が800億円にもなっちゃうんですよ。よく説明を書いて、お願いいたします。

答えはいりませんから。頑張ってください。

（発言する人あり）

○委員長（神子 功） 発言の場合には手を挙げてください。

ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） では、質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、財政4指標が発表されたわけですが、実質公債費比率、将来負担比率、これらが昨年度と比べて下がっているということですが、特に将来負担比率ですか、大幅に低下したわけですが、こういった理由でこれがこんなに下がったのか、その理由をお願いします。

それと次に、先ほど市の広報の説明がありましたけれども、広報についてですけれども、いつも、広報の表紙の写真なんですけれども、あれがこういった観点から写真が撮られているか分かりませんが、お年寄りの写真がまずほとんど最近ないということで、そういった事業もいろいろ進めておりますので、その辺も年に1回2回は入れるように心がけていただければなというふうに思っています。

それから、3点目としまして、20年度、公債費に充当された一般財源は幾らになっているのか。

それから、4点目としまして、この説明資料の27ページですが、コミュニティバス等の運行事業についてですが、この中で4路線の委託料が出ていますけれども、この中で特

に海上地区の委託料がかなり安いということなんですけれども、この辺の理由についてお伺いをします。

それから次に、先ほど県の不祥事についての質問がありましたけれども、その若干関連と
いうようなことになりますけれども、その監査委員の資料の17ページですけれども、不用額
というのが出ております。この考え方のほうの問題なんですけれども、この不用額、見ます
と主なものということですらっといろいろ並んでいるわけでありましてけれども、先ほど問題
になった細かいこの物品等、その辺については不用額としては出ていないということなんで
すけれども、物をこうやって予算を使うときに、予算を余らせた次は次の年は予算がつかない
といったようなことが、無理やり使ってしまうというようなことで、預けとかそういったよ
うな問題が起こったというようなことでありますけれども、市の考え方としまして、予算を
余らせないといったような考え方があるのかどうか、その辺をお伺いします。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず、一番最初の将来負担比率の下がった状況なんですけれども、一番大きな理由なんで
すけれども、退職手当の負担の見込みが昨年と比較いたしまして、ここで算定されるものが
11億円ほど減っております。要するに分子が減っているということです。それと、公営企
業債等の繰り入れの見込額も9億円ほど減っております。それで、分母となります標準財政
規模、これが実際には4億円ほど増えていると。そういう状況、分母が増えて分子が減って
いるということで、減っている状況にあるということでございます。

それと、3番目の公債費に充当した一般財源なんですけれども、これは29億6,195万円ほ
どになります。

それと、5番目の質問でしたでしょうか、不用額の考え方なんですけれども、財政の立場
といたしましては、当然、予算をつけたから全部使っていいよということでは決してござい
ません。予算は、不必要なものは当然残していただく、残しなさいと、年度末になったら不
要不急のものは買う必要ないということで、そのようなお話をさせていただいているところ
でございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） 広報についてのご質問です。

これ確かに、今、20年度分の広報をずっとこう見てみましたところ、ほとんど子どもの写真ばかりです。あとは若い人がほとんどです。とにかく広報というのは事実を知らせることも大事だし、でも親しまれるということも大事だと思います。今、委員おっしゃられるように、これからバランスを考えながら対応して参りたいと思います。

○委員長（神子 功） コミュニティの運行については。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、先ほどコミュニティバスの関係で、海上地区の委託料が少ないということでございます。その一つの要因は、実は運行の距離にもあるのかな。市内すべての距離、実は191.9キロということになっております。その中で海上地区につきましては1便24キロ、そんなことで距離の差、それと市のバスを使っている、そういうことに要因があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（神子 功） 島田委員。

○委員（島田和雄） 最初から繰り返しますけれども、じゃ、24キロって今、企画課長はおっしゃいましたが、そのほかの路線は何キロくらい走っているのかお伺いします。

それと、公債費に充当された一般財源が29億円。一般財源が29億円充当されたんですか。その質問、2点目。

それから、将来負担比率ですけれども、分子の部分で退職手当が11億円減ったということと、公営企業の繰り入れ見込額が9億円減ったと。前年と比較しますと大幅に減っているような感じがするんですけれども、これだけ減った理由といいますか、何でこんなにこの部分が減っているのかお伺いをします。

あと不用額の考え方ですけれども、課長のほうからそういったようなことを皆さんには知らせてあると、予算は使い切らなくても余ったものは返しなさいというようなことが職員の皆さんに知らせてあるというようなお話でしたけれども、県の中で問題になっていたのは、職員の意識として、使い切らないと次の予算がつかないといったようなことがあったわけですので、市ではそういった考え方がないのかどうかというようなことが伺いたいわけなんですけれども、課長が幾ら言っても、実際には使い切らないと次の予算はもらえないよといったような考え方が市の職員の中でなかったのかどうか、その辺、もう一度お願いします。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それじゃ、他の地区の路線の距離ということでございます。先ほど海上地区につきましては24キロということで、旭地区につきましては36キロ、干潟地区につきましては34キロでございます。大変申し訳ないですが、飯岡地区につきましては、ルートが、コースがいろいろありますので、後で資料等でお答えしたいと思います。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 公債費に充当した一般財源は29億円もかということでございますけれども、実際に20年度の決算で一般財源等としていろんな支出に充当したものは175億円ほどございます。交付税等はすべて一般財源ですので、そういったところに当然、合併特例債等の交付税算入分が含まれていると、そのようなことでございます。

それと将来債務比率の関係なんですけれども、公営企業と、それから退職手当の見込額が相当減っていると。公営企業につきましては、実際に将来の負担の関係を出しまして、一番大きな影響なんですけれども、水道事業が1億4,000万円ほど減る見込み、それと病院事業が9億円ほど減る見込みというような、そういう数字が出ております。それと退職手当なんですけれども、これはちょっと特殊な事情がございまして、うちのほうは総合事務組合という退職手当の一部事務組合に加盟しているんですけれども、ここで、例えばこれが仮に清算するときになったときにどれだけのお金が返ってくるかとか、そういういろんな条件がございまして、うちのほうは実は、もらっている額よりも負担金で払っている額のほうが大幅に大きい、その部分で一般財源の負担が軽減できるという、そういう算式が出て参ります。それでこの数字は相当下がってくると、そのようなことでございます。

それから、不用額の考え方なんですけれども、当然、予算措置した段階で前年の執行状況、実は来年度の予算を作るときにはもう11月ごろからすべてみんな準備しているわけなので、前年度の支出の状況を勘案し、それと今の執行状況、それで随時伝票等でチェックしておりますから、当然、不用なものを買わせないような、そういうシステムを、当然目を光らせているというのが現状でございまして、じゃ、使い切らなかつたらその翌年予算を減らしてしまうのか、そういうことではないです。どうしても必要なものであればきちんとそれは説明を受けて予算をつけると、そういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

日下委員、どうぞ。

○委員（日下昭治） せっかくですから、29億円の中で交付税算入されているのは幾らか。多分、島田委員はそれを聞いたかったんじゃないかと思うので、その辺をちょっとお知らせい

ただきたいと思います。

それと交付税関係になりますが、たまたま私も11年から町の議員を始めた。多分11年度が交付税の最大ピークだったと思います、過去思いますと。その後、16年まで町で若干活動させていただいたわけですが、でも、どんどん年々こう減ってきて、合併直前で多分6億円近く減ったんじゃないかなと思います。16年で、この前、財政課長に調べてもらった中で、海上は13億1,000万円ほどあったんですけども、約19億円くらいあったのが年々こう減ってきたんですね。多分それで、その当時、11年ころでなかったでしょうか、合併を総務省が推進しようと思ったのは。それが全然進まなくて、15年くらいで、今、あめとむちじゃないですけども、算定替えをするという形で来たと思いますけれども、そんなことを考えて、この間、一般質問でもさせていただきましたけれども、恐らくこの合併の特例が終わるとどんどん減っていくと。そうしますと、激変緩和を過ぎた、もう三十何年になったときには、かなりの額が減っていくと。恐らくこれは間違いないと思いますけれども、20年の、これは県が出したあれですから、旭市15億8,915万円の一本算定された場合に減ると。でありますので、5年間で3億円以上のものが減っていくと、数字を想定しただけで減っていくと。そうしますと、もう15年、20年後にはまた再度合併せざるを得ないのじゃないのかなと。

そういうことで、やはり今、財政基盤をしっかりとっておかなきゃならないんじゃないかなというのは、財政健全ということで出てきたんじゃないかなと思いますけれども、その辺でどうしてもやっぱり財政基盤を強化するというのが合併の目的だったと思いますし、その辺をしっかりと職員のほうにはやっていただかなければならないなと思います。

これは答弁はいりません。若干お願いできるのは、算入されたのはどのくらいあるのかなと、それだけ教えてください。すみません。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 公債費の需要額という形で算定されている部分はもちろんです。20年度の決算額で言えばそれは8億4,000万円ほどあるのかなと、そのように考えております。

ただ、これ非常に細かい話になるんですけども、交付税の中ではそれぞれの施設を運営するときにすべて入るんですね。それが事業費補正、密度補正みたいな形でちょっと調整されると。実際にはこの数字だけではなくて、その施設の運営にかかわる部分についても若干の交付税に係る部分、当時建設した部分を見えていますよというような、そういう言い方も国

のほうからされます。そうすると、絶対これだという数字はやはりなかなか出てこないと、そのような形でございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 決算書の49ページのところの雑入のところで、バスの関係ですけれども、備考欄9、コミュニティバス運賃収入というところで864万8,065円とありますけれども、先ほどバスの運行業務委託料ということで、地区別に詳しく載っておりますけれども、収入のほうももし分かりましたら地区別に教えていただきたいと思います。

○委員長（神子 功） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） すみません、ちょっと今手元にないもので、調べましてお知らせしたいと思います。

○委員長（神子 功） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） それから、決算書の85ページ、備考欄18のところの備品購入費10万5,000円、コミュニティバス停留所標識購入費5基とございますけれども、こちらのほうも地区別に教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 実は設置場所につきましては5基ということですが、予備を購入させていただいております。先般の台風の時にも実は1か所壊れてということで、そのときにスムーズに取り替えるというようなことで、そういうことでということですのでよろしくお願いいたします。

○委員（伊藤房代） 分かりましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） それでは、2点ほどお伺いをさせていただきます。

説明書の25ページ、地域資源価値創造事業、先ほど課長からご説明をいただいたんですが、ちょっとよく分かりませんものですから、もう少し細かく丁寧をお願いしたいと思います。

それともう1点、説明書の28ページ、固定資産基礎資料整備事業、この中に旧干潟町地籍測量図データとありますけれども、これは恐らく国土調査、地籍調査のデータのことを言っ

ていると思うんですけれども、これはまだ完成していませんよね、干潟の部分。どうでしょうか。これは後の土木費のほうでも出ているんですけれども、そっちで聞こうかなと思ったんですけれども、これが出たものですから、その辺の干潟の進捗状況と、これは今年で、20年度で、3か年事業ですからこれで終わると思うんですけれども、まだその干潟の地籍調査が完了していない段階で作っちゃって、今まだやっていると思うんです。それで出てきたデータをまた今度修正するのでしょうか。

それとあと、ほかの地区ではこの地籍調査がどうなっているのか、これは8款の土木費のほうの関係なんですけれども、そうするともう1回また作り直すということになるのかな。その辺も併せてちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それじゃ、地域資源価値創造事業、詳しくということであります。ちょっと説明不足で申し訳ありませんでした。

この事業につきましては、大きくくくりまして二つの事業から成り立っております。一つは文化・観光資源発掘調査、もう一つは旭ブランドアイデンティティ計画、こういうようなことで、最初の文化・観光資源の発掘調査につきましては、昨年、外部委員会、京都大学の先生をはじめまして、ちばてつや先生、いろんな方々に就任いただきまして、旭市の文化と観光情報発信委員会、これを設置しまして、外部の方々から旭市の持っているいろんな資源を調査、あるいは評価等をしていただきました。

それに基づきまして、現在、これらのいろんな外部の方々の、こういうものがあるよというのをいただきまして、本年は実は市民の方に参加いただきまして、一般質問にありましたけれども、旭ブランドづくり委員会等を立ち上げしまして、このいろんな旭市にある財産を活用していこうというようなことで実施しております。

昨年実施しましたのは、モニターツアーの実施、あるいは文化によりますまちづくり講座の実施、あるいはいろいろ市民に対しましての聞き取り調査、アンケート調査等をいたしました。

もう一つの事業の中では、ちばてつや先生の持ついろんなことを旭市の中でも活用させていただこうというようなことで、実は昨年、入場者数5,000人を超します、ちばてつや先生の原画展の開催、あるいは講演会の開催、そういうものを行っております。あるいはパークゴルフ場でのイメージキャラクターを使いました向太陽、これの実実は大きな看板があるかと

思います。あれも経費の中に活用させていただいております。そんなことで、一応、県の補助金等をいただきまして、2分の1の支援をいただきまして事業を実施したものでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 決算書の説明書28ページの固定資産の基礎資料整備事業ですが、これは継続事業で、18年度から20年度までの3か年で継続しまして、これについては21年度の評価替えに活用しております。

それでお尋ねのデータの処理の関係でございますけれども、まず課税のほうは、土地の課税は基本的に、法務局のほうにある地番の面積、そういうのを基本としております。確定しているそういう面積ですので、それは課税台帳の数字をデータ上で取り込んでいるということでございます。

干潟のこの地籍図の状況については、私のほうでどういう進行に今なっているのかちょっと把握できませんけれども、こういうデータも参考にしてやっているということでございます。あくまでも課税台帳に載っている面積で課税をしていると。それと航空写真と併せてやっているということで、家屋の建っているその航空写真と宅地図とがあります。その建っている土地の地番とか面積なんかも画面上で見れるというようなシステムになってございます。

ちょっと干潟のデータについては、私は、どういう進捗になっているか、それを把握していません。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） それでは、地域資源価値創造事業、よく分かったような分からないような。要するにこのブランド化といいましても、これは観光のほうを中心ですよ。要するにブランド化というと、今、農産品のブランド化というのが一番この旭市では話題になっている話だと思うんですが、このブランド化というのは、ブランドの構築に向けた、外部の意見も聞いているということですが、こういった意見が出ているんでしょうか。ちょっとこの辺、もう一度説明をお願いします。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） この事業等につきましては、すべて観光ということじゃなくて、実はきょう午後にもブランドづくりの委員会を招集してあるわけですが、これは農業の方、

あるいは水産業の方、あるいは商業の方、そういうさまざまな方に入っていていただきます。それで、観光と実は農業、本当にかかわりもあるんじゃないかな、食を紹介すればそこに観光も生まれてくると。そんなことで、観光のみならずすべての面で旭市を有名にしよう、いろんな面で旭市に来ていただくようなそういうシステム。先般、第1回目やったときには、ひとつテーマとしまして、選ばれる市になろうと。どこどこに行くなら旭市、そんなことでそれをテーマにしまして、市をひとつブランド化していこう、そんなことで現在活動しているところでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 分かりました。

今年の予算書のほうにもこの同じ地域資源価値創造事業ということで2,200万円ほど計上されております。去年と今年の差は、これはどういった形なんでしょうか。ちょっとその辺も説明してください。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 主なものとしては、パークゴルフ場に入ります所に大きな看板が、車が通る所にあるかと思えます。あれが大きなものと思っております。それと、すべて実は市の職員の名刺等につきましても、ちば先生の向太陽、そういうものも使わせていただくとか、いろいろ契約等もしております。そういうものがもろもろなくなって、今回、21年は若干の減になっていると思えます。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） どうもありがとうございました。

ぜひ、ブランド化というのは私は大事だと思いますので、そういった意味で、観光も含めて農産品もブランド化ができれば本当にこれはすばらしいと思います。企画課長は、前農水産課の課長をされていまして、これはもううってつけじゃないかと思えますので、どうぞ来年度、そして再来年度に向けてもぜひ力添えをいただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（神子 功） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） すみません、先ほどコミュニティバスの運賃収入、答弁漏れで申し訳ありません。地区別に申し上げたいと思いますがよろしいでしょうか。旭地区303万4,120

円、海上地区のルート、これが117万9,552円、飯岡ルートが374万3,613円、干潟地区のルートが140万5,533円、合わせまして実は936万2,818円になります。

ただ、これは決算書のほうの先ほど委員おっしゃいました49ページには、8,648万65円ということで記載があります。差があるわけですが、これは一番下に17、その他ということで、ここの中に、実は国の補助金等、干潟地区につきましては試行運転ということで補助金等をいただいています。そういうようなことで分けさせていただいて、その他の中に干潟地区の試行分が別に71万4,753円入っているということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

（「どうもありがとうございました」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） 説明資料の26ページ、コミュニティ育成事業の一番下段のほうの一般コミュニティ助成事業（宝くじ助成分）なんです。事業費259万9,350円ということで、だいたいこれ毎年見ていると祭り用品が主なようなんですけれども、ほかにこの使用の範囲というのはどの程度まであるもののでしょうか、それをお知らせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 今のご質問でありますけれども、本当に祭りで使っていただくものが多いわけですが、現在、ちょっとご質問とは違いますけれども、手元に申請をいただいているのが10件程度ございます。毎年1件程度の採択というようなことで、先般もうちのほうの主幹が県のほうへ行きまして、合併したから1件では困ると、合併したから旧1市3町、4件くださいというようなことではいろいろ申し上げているわけですが、要望は続いているんですけれどもそういう状況であります。

どういものが使えるかということですが、地域の例えば集会施設の公衆トイレを直しますとか、あるいはちょっと国から言われているのは、芝刈り機、これは使わないと思いますけれども、そういうものとか、あるいはトレーニング用品、健康管理用品とか、あるいは自転車の駐輪場、先ほどのお祭り等、あるいはテントを集落で使うとか、そういうものも使えますよとか、あるいは文化学習活動としまして、いす、テーブルを使いますよ、あるいは集会所の前に例えば各種スポーツの、テニスコートまではいかないと思いますけれども、

そういうスポーツの活動の備品も使えます。そういうふうなことで、あるいはコミュニティの掲示板、そういうことが使えるということで言われております。

○委員長（神子 功） 平野委員。

○委員（平野忠作） そうしますと、これは祭りの用品が今まで流れとしてだいたい200万円前後ずつ毎年来ているようにうかがわれますけれども、そうするといろんなこの地区の集会等に使えるそういうテントとか、そういうのもやはり申請すれば対象になるということですか。その辺、よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 要綱上は、今言いましたように、テント等も使えますよということにはなっています。ただ、千葉県が採択という部分で、その部分はあるということでご承知いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 先ほど柴田委員がブランドのと言いましたが、やはりこれ、この前も一般質問のときに、たまたまあれを見たから質問したんじゃないんです、地域資源のやつ。相談に行ったらその人が持っていらっしゃって、何だ、あんたたち持っていないのと言われたんですね。ですから、佐久間議員とも話したんですが、あの報告書は大変よくできていますので、旭市を訪れた人がついでにどこへ寄ると、例えば成田へ寄ってくるとか香取神宮へ寄ってくるとか、あと、1日当たり旭市を訪れた人が幾ら使うか年代別に全部出ているんですね、男女の比率とか。せっかくああいういい報告書、あれはその携わった人たちだけで、私らにはそれはもらえないんですかね。どのぐらい配ったんですかね。

○委員長（神子 功） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 大変申し訳ありませんでした。実は昨年の事業の成果というんですか、一つの冊子にまとめまして、これは、いろいろ調査に携わってくれた方々、あるいはいろいろ面接等をしまして市への思いを語っていただいた方々、そういう方々にはすべて配っておりますけれども、それらを実は概要版というようなことでまとめました、簡単に見れるような書類、これにつきましては、実はこの議会にお配りすべく現在手続きをしております。常任委員会のときに配ろうかと思ったんですけれども、全員に配るべく今準備を進めており

ますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 木内委員。

○委員（木内欽市） やはり議員も、いかにしたら旭市が映えるかよく考えているわけですから、私らが同じような考えで進めていけば本当にいいものができる。あんないい書類ができたので本当に早く見たかったんですが、じゃ、配ってくれるんですね。はい、分かりました。

○委員長（神子 功） 企画課長並びに職員の方に申し上げます。予算に組み込んだ成果品につきましては、議会に報告をしていただくことが必要かと思います。この際、ただいま指摘がございました報告書、この成果品については今お話しのとおりでございますけれども、その他、20年度においてまだ議員に配布されていない成果品がございましたら、まとめたいただきまして、この際、この議会の中で提出をいただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、最初に歳入のほうについて質問させていただきたいと思っています。

先ほど出ています不納欠損なんですけれども、昨年度に比べてかなり増えていますよね。特に固定資産税は、7,000万円が1億9,000万円、約2億円と、1億3,000万円くらい増えていると思うんですけれども、それで率にして約2.8倍、これ7,000万円が1億9,000万円、約2億円というのは、ちょっと私、普通じゃないと思うんですよ。よっぽどの大型物件、これは市民税のほうと、あるいは都市計画税のほうで多少リンクしているんでしょうけれども、全体的に平均的に2割近く増えているんじゃないかなと。特に固定資産税が1億3,000万円増えているというのは、ちょっと私、これは何なんだろうかなと思うんです。これは先ほど来出ていると思うんですけれども、先ほど、平成14年倒産して平成19年に整理されたと。これ1件だけなのか、まず件数を教えてもらいたい。

それで、その最大金額と最小金額、それから、固定資産税に絞ってもいいですけども、1億3,000万円の不納になった人たち、あるいは会社なのかもしれないですけども、もしこの方たちが、会社であればすべて倒産しているのかどうか、個人であればすべて破産しているのかどうか、ちょっと大事だと思うんです。この辺をちょっとまずは1点、ほかありますけれども、それに集中してお願いしたいと思います。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 不納欠損につきましては、本会議のときに神子議員に件数を申し上げましたので、先ほど私が申し上げました倒産の件ですけれども、特定の会社名は申し上げられませんけれども、固定資産税と都市計画税、多額な不納欠損額です。それで大幅に増えたということでございます。それが平成14年倒産で19年の清算完了、それをもって不納欠損処理をしたということでございます。

（発言する人あり）

○税務課長（野口徳和） どうなんでしょうかね、1社でもってその税額を私の口で言っているものか、ちょっとまずいんじゃないかと、ちょっと支障があってはまずいので、それについては回答については現時点では控えさせていただきます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 全体の件数、私もちょっとうっかりしちゃったんですけれども、もう1回教えていただいて、最大金額と最小金額、そして、今もお伺いしましたけれども、この不納欠損になった人たち、あるいは法人のその状態。というのは、例えばつぶれていなければ、要するに時効に至ってしまったという話になっちゃうわけでしょう。倒産しているんではしょうがないですけれども。その辺、もうちょっとはっきりお願いします。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、不納欠損額の総額が2億5,028万3,000円で、不納欠損の件数は6,475件と。これは人数ではございませんで、納期ごとの件数のあれですので、実際のやつより多くなっている。件数です。

それと最小と最大と申しますけれども、最大というのは先ほど話したことで、それについては、申し訳ございませんけれども、申し上げられません。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 答弁漏れ。

この人たちのその会社、あるいは人たちの状態、倒産しているのか、まだそのままやっているのかと、それは大事だと思うんですよ。納めないでそのまま仕事している、あるいは通常の生活をしているという話になっちゃうと。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 不納欠損の三つございまして、今言った会社関係ですね、15条の7

第5項ということで、これはまず法人の場合は、解散した法人で無資産、会社更正法による免責、こういうもので即時消滅ということで、まず解散ですね。清算終了までは私のほうでは即時消滅はさせないというような状況でやっています。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 解散するまでは即時消滅していないという話は、そういう人たちを不納欠損に入れていないんでしょう。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） もちろん入れてございません。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） そうすると、今、1億9,986万円の不納欠損を出している法人、あるいは個人は、すべて破産しているということでもいいんですか。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 不納欠損には三つ種類がございます、まず18条の第1項、消滅時効、これは5年の時効でもって落ちる人、それと15条の7第4項、これは3年ですけれども、これは財産がない、生活困窮世帯、所在不明の継続と、これ3年で時効とするということでございます。

○委員（佐久間茂樹） 分かりました。いいです。はい、すみません。

○委員長（神子 功） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） すみません、先ほど島田委員のほうからのご質問で、ちょっと答弁、資料不足で申し訳ありませんでした。

飯岡地区のルートの距離でございます。三つありまして、防衛庁へのルート、これが20キロ、二つ目、健康福祉センターへのこのルートが30キロ、旭中央病院のルートが27キロでございます。

以上でございます。すみません。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今、佐久間委員のほうで不納欠損の話が出ましたけれども、例えば収入未済額で今後そのようなことがまた想定されるようなものはあるんでしょうかね。例えば時

効にまだなっていないでそういったものが含まれているとか。例えば法人が解散したとき、現年度で不納欠損したことも過去にありましたよね。しかし、恐らくそういう不納欠損の今残っている中で、またそういうものが今後考えられるのかどうか、その辺、ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（野口徳和） その可能性は出てくると思います。

○委員長（神子 功） よろしいですか。
（「はい」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、1款議会費と2款総務費についての質疑を終わります。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時10分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、3款民生費と4款衛生費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、社会福祉課のほうの関係します項目につきまして、決算に関する説明資料によりましてご説明をさせていただきます。

○委員長（神子 功） 社会福祉課長、長くなるようでしたらお座りしていただいて結構でございますので、ほかの課長さん方もそのようなことでよろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（在田 豊） ありがとうございます。
それでは、まず29ページをお願いします。

社会福祉施設運営事業関係ということで、決算書では111ページになりますが、あさひ健康福祉センター、それから海上ふれあいサポートセンター、飯岡福祉センターの指定管理料を掲載させていただきました。20年度で3年間指定管理の期間が終わりまして、21年度から新たに同じ団体へ指定管理をお願いしております。

それで、この中であさひ健康福祉センターにつきましては、おおむね400万円ほど増額になっております。これは営業日数と時間延長ということで、7月1日から延長をした関係で増額になっております。

それから、飯岡福祉センターにつきましては1,100万円ほど増額になっておりますが、これは、昨年、空調設備をセンター全体をやりまして、その分の工事費が増になっております。続きまして、30ページになります。

地域生活支援事業でございますが、これは、障害者の方が日常生活、そしてまた社会生活を営むことができるように支援をしたものでございます。それぞれ委託料から扶助費まで総額3,818万200円ということで、昨年に比べまして580万円ほど増額になっておりますが、これは、委託料の中の日中一時支援事業委託料、これが利用日数が伸びた関係で増額になっております。

続きまして、31ページになりますが、自立支援給付事業でございます。これは障害福祉サービスそのものの事業でございまして、総額が4億3,954万1,293円ということで、昨年度よりも4,200万円ほどの増額になっておりますが、この主な要因で一番大きいのが、ちょうど扶助費の中間ぐらいにあります。生活・療養介護給付費というものがございまして、これが利用者数、そしてまた利用日数が伸びております。また、単価も若干アップしております、それらの関係で増額になっております。

続きまして、32ページでございますが、長寿祝金支給事業、これにつきましては、ここに記載の方々に祝金を差し上げたということでございます。

そして次へいきまして、36ページになりますが、次世代育成支援行動計画策定事業ということで、これは22年度から26年度までの後期の支援行動計画を策定するために、20年度にアンケート調査を実施いたしました。全部で2,200の世帯をお願いをしまして、回答率につきましては、76%の回答をいただいているところでございます。これらのアンケートの内容を基に今年度、具体的な計画策定に入るとということで、今、作業を進めようとしているところでございます。

続きまして、37ページでございますが、出産祝金等支給事業、これにつきましては、第3

子以上の出生時に10万円、小学校の入学時に5万円ということで、それぞれ、ここにございます方々に祝金を差し上げました。

続きまして、38ページ、つどいの広場事業でございますが、これにつきましては、平成18年6月の開場ということで、つどいの広場を開場しているわけですが、だいたい1日19組程度のご利用をいただきまして、290万3,000円ということで、県の補助金の限度額、これを持ちまして実施をさせていただきました。

それから、続きまして39ページでございますが、保育所運営費でございます。これにつきましては、公立、私立の保育所の運営に関する費用を提示させていただいております。それで、臨時の賃金ということでここに7,500万円計上させていただいておりますが、スポット的なそういう臨時の職員を含めまして、全部で延べ50人の臨時の職員を充てております。それから、中段の委託料でございますけれども、私立の保育所運営委託料ということで4億958万9,070円ということで、これは私立6か所の児童に対します運営委託料ということで、総体では昨年と比べまして3,300万円ほどの減額ということになっておりますが、これは児童数が若干減っているということと、そしてまた指定管理料等の部分でもそれらの効果が出ているということで減額になっております。

それから、続きまして40ページでございますが、保育所の指定管理委託料ということで、先ほどの説明でも申し上げましたが、20年度から鈴木学園のほうへ指定管理によりまして干潟保育所を委託しました。それで、もう今さら申し上げるまでもございせんが、運営費の削減ということと、それから多様な保育ニーズへの対応という、そういう目的のために運営を委託させていただいております。ちなみに申し上げますと、仮に干潟保育所が私立として運営をしていた場合と比較をしますと、約1,100万円ほど経費の節減をしております。それから、公立で仮に運営をしていたということと比較をしますと、これは人件費の中で一概に比較というものが正しいかどうかは別としまして、約3,000万円ほど減額の効果が出ているということでございます。

それから、続きまして41ページでございますが、保育所施設改修事業、これにつきましては、とみうら保育所を地域活性化・緊急安全実現総合対策交付金ということで、12月の補正で耐震補強の工事をさせていただいております。

続きまして、最後になりますが、42ページでございます。地域子育て支援センター運営事業ということで、これは、親御さんの育児、子育てに関します情報提供ですとか、それから育児不安の相談、その他、総合的に保育所で対応していこうということで事業の目的がある

わけでございますが、この事業概要の中にもございますように、公立では中央第三、それから私立ではおうめい、鶴巻、干潟町中央ということで、4か所の保育所でこれらの子育て支援センターという位置づけをいたしまして、実施をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、高齢者福祉課に関する事項についてご説明を申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料の33ページをお開きください。

地域包括支援センター運営事業について、決算書では125ページでございます。

介護保険法により設置を義務づけられている地域包括支援センターの運営に関する費用で、高齢者に対するケアプランの作成や各種相談・支援等が主な業務でございます。

決算額651万8,000円に対して、特定財源、その他の欄を見ていただきますと、1,031万2,000円というように歳入超過という形になっており、一般財源379万4,000円を人件費に充当している決算内容になっております。

歳入1,031万2,000円の内容は、介護認定において要支援1及び2と認定された方のケアプランの作成は、地域包括支援センターが作成することとなっております、ケアプランの作成料が歳入となります。

歳出は、地域包括支援センターにおいてこのすべてのケアプランを作成することができないために、民間の居宅介護支援事業所に委託した委託料631万2,000円であり、その差額が歳入超過という形で人件費に充当する決算になっております。

次に、34ページをお開きください。

生活支援事業は、高齢者の生活を支え支援するという目的の事業で、決算書の125ページ及び127ページに各種事業が掲載されておりますが、ここでは主要4事業について掲載しております。

決算額2,806万5,000円は4事業の合計額ですが、特定財源、その他の146万5,000円は、介護老人福祉手当以外の3事業における利用者の負担金であり、その合計額でございます。これ以外については、一般財源で行っている事業ということになります。

主要事業4事業の事業内容及び利用者数等は、表に記載のとおりでございます。

次に、35ページをお願いします。

地域密着型サービス拠点等施設整備事業で、決算書では127ページでございます。

この事業は、平成19年度に社会福祉法人旭福祉会が旭市秋田地先に地域密着型介護老人福祉施設第二やすらぎ園の施設整備に当たり、補助金3,391万8,000円を交付するものでありましたが、用地取得や契約手続き等に遅延が生じたことにより繰越明許したものであります。

なお、この補助金は、決算書の31ページ、歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4節老人福祉国庫補助金、説明欄2番の地域介護・福祉空間整備交付金として受け入れた3,391万8,000円を同額補助したものであります。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、健康管理課のほうの所管事業で説明資料の43ページをお願いします。

健康増進事業についてご説明申し上げます。

これは、19年度までは老人保健法に基づき実施してきた保健事業は、法改正により平成20年度から健康増進法に基づき、特定健診、今まで基本健康診査と言っていたんですが、それを除く各事業を引き続き健康増進法に基づいて実施するものでございます。

まず、総事業費のほうは、表の一番下に載せてございますけれども、7,501万2,816円、それで事業でございますけれども、健康相談・健康教育、それと成人健康診査事業、がん検診事業として事業は実施しました。

その中で主な事業としてがん検診について申し上げます。まず胃がん検診ですが、受診者数4,500人に対しましてがんが発見された方は12人、がんの疑いのある方が1人です。子宮がん検診では、受診者数2,321人で、がんが発見された方が2人です。乳がん検診は、受診者数が5,232人、がんが発見された方が6人、がんの疑いのある方が4人です。肺がん検診は、受診者9,159人に対しまして、がんが発見された方が6人、がんの疑いのある方が5人でございます。大腸がん検診ですが、受診者数が4,925人、がんの発見された方が7人、がんの疑いのある方が1人です。前立腺がんですが、受診者数が1,865人に対しまして、がんが発見された方が12人、がんの疑いのある方が36人です。すべてのがん検診合わせますと、がんが発見された方は45人、疑いのある方が47人ということになっております。また、すべてのがん検診精密検査未受診に対しては、通知、電話、訪問等で受診勧奨を行っております。

健康教育・相談事業及び成人健康診査の実施により、健康の保持と生活習慣病の予防、健康づくりの意識の高揚が図られ、また、がん検診事業においては、がんの早期発見、早期治療に貢献できたものと考えております。

次に、44ページをお願いいたします。

こちらは母子保健事業の関係でございますけれども、総事業費1億2,056万3,649円でございますけれども、事業概要の中で乳幼児健康診査事業については、まず、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、2歳児歯科健康診査と、対象年齢を定めた集団で行う検診を飯岡保健センターのほうで実施しました。各健康診査の受診は、乳児健診が96.3%、1歳6か月児健診が95.6%、3歳児健診が93.3%、2歳児歯科健診が88.5%という受診率ですけれども、いずれも県平均を超える状況であります。

なお、健診後のフォローや未受診者の把握等は、地区ごとに担当保健師が対応して指導を行っております。

また、医療機関で受診する妊婦健康診査、妊婦健診ですけれども、これは助成を2回から20年度については5回に拡充して、妊婦の健診費用の軽減を図られたということでございます。

育児支援事業についてですが、各種学級・教室の開設や相談・指導を実施いたしました。妊娠時に実施する母親学級では、妊娠、出産、育児に関する知識の普及を図るとともに、妊娠初期からの仲間づくりを進めております。育児学級では、発達面で心配のある子に対して、遊びを取り入れながら悩みを解決する親子遊び教室の開催、育児の仲間づくりや情報交換をすることで母親の孤立や閉じこもりをなくす子育て学級等を行っております。

それと次の乳幼児医療助成事業についてですが、助成対象者が4歳未満児であったものが、小学校就学前まで拡充して保護者の医療費負担の軽減を図って参りました。小学校就学前というのは、県の基準では、県は12月から小学校前まで拡充しましたが、旭市としては4月から市単独で小学校就学前まで実施しました。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課のほうを説明いたします。

旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の45から48ページまでの4事業でございます。

最初は、合併処理浄化槽設置促進事業、決算書は165ページに記載されています。

これは、ご存じのように、生活排水の水質汚濁防止のため、個人住宅に設置する合併浄化槽の費用の一部を国、県、市、合わせて助成するものでございます。また、単独浄化槽を転換するというのが、今、力を国等も入れておりまして、補助が出ますので、それらも併せて単独浄化槽から合併浄化槽への撤去、埋設というんですか、転換にやはり助成をしております。

ます。

20年度はトータルで131基、19年度が127基でございましたので、4基の増という形になります。内訳としましては、新規分が82基、単独転換分が35基、くみ取り転換が13基、高度型、これは旧干潟地区の一部ですけれども、これは黒部川の流域に該当するものは高度型が適用されますので、昨年度1基ありまして131基となるものです。合わせて転換分が全部で、単独転換、撤去が34基で埋設が2基、くみ取り転換が、撤去が12基で埋設1基という形で行っております。

次に、46ページ、環境美化推進事業でございます。これは決算書は165ページに記載されております。

これは、例年やっております「きれいな旭」を母体とした事業でございます。市から補助金をいただいて、その補助金を使って「きれいな旭」の各事業に使用しているものでございます。

主な事業は、皆さんご存じだと思いますけれども、ゴミゼロ運動、これは毎年春秋、あと海岸清掃等を行っておりますけれども、その事業、あと花いっぱい運動、これは各公共施設に春と秋、3種類の花を植えております。それから、助成事業ということで、ボランティア活動補助事業、これは昨年度は19団体、モデル地区助成事業は11団体という形で、ごみの収集、分別、地域の草刈り、清掃などを行っている団体等に助成事業をやっております。そのほかとしましては、ごみ捨て防止の看板の購入、あと、例年やっております環境衛生大会と啓発活動用のチラシ等をこの事業から支出しております。

次は、47ページになります。ごみの減量化推進事業、決算書は167ページになります。

これは、ごみの減量化を促進するため、市のホームページや広報紙等での啓発、あと、レジ袋辞退に伴うエコバッグの利用の呼びかけ、それから、環境保全の充実を図るための3Rの推進等の事業として行っております。事業費としては少ないんですけれども、これをやることによってごみの減量化、または旭市自体がエコの推進した地域となることと思っておりますので、この関係は今後も重点に行っていきたいと思っております。

内容的には、電動生ごみ処理機の助成、コンポストの助成、それから新規事業として、ごみ集団回収奨励金ということで、各地区団体等で資源ごみ等の分別回収をして直接業者に売った、その重さに対して市のほうで報奨の意味で1キログラム5円の助成という形で推進しております。

次は、最後になりますけれども、48ページの塵芥処理施設運営費という形になります。

これは、旭市のほうのクリーンセンターと最終処分場がありますけれども、その主な事業に係る経費でございます。市内で発生する一般廃棄物を適正に収集、処理し、クリーンセンター及び最終処分場であるグリーンパークの適切で安全な運営と維持活動を行ったというものでございます。

項目的には結構なものがありますけれども、収入としましては、塵芥処理手数料と、あとリサイクル売り払い収入が主なものでございます。

あとその他は、歳出につきましては、そのクリーンセンター等に係る主な経費で、表のとおり、廃棄物収集・処理の関係で、賃金、これは臨時職員は昨年度は17名おりまして、その臨時職員の賃金。それから、クリーンセンター等で必要となる消耗品、指定ごみ袋の購入とか薬品。あと燃料費としては、焼却施設、車両等の燃料、ガソリン等ですね、それから重油ですか。それと委託が、廃棄物収集運搬業務委託を、収集業務を4業者に委託しておりますので、その委託料、あと作業環境及びダイオキシン類測定業務、これは国等で指定されているもので委託しております。あとその他、エコセメント、焼却灰運搬業務、あと容器包装廃棄物の処理業務委託等があります。あと原材料としては、グリーンパークに覆土用の山砂を購入しております。

あと施設維持管理等につきましては、光熱費、施設の電気代等ですね。それから、修繕料、結構機械物を使っておりますので、その修繕に伴うもの。それから委託としては、オーバーホール時の運転業務、これは年1回定期大規模修繕を行いますので、一部24時間体制にしますので、今のクリーンセンターの職員では対応できない部分がありますので、業務委託という形になります。それから、排水処理保守点検委託等があります。あと工事請負としましては、焼却施設改修、これは毎年1回、クリーンセンターの焼却施設点検項目をやっております、事故等ないように、またはとまることがないように毎年定期的な改修工事を行っております。あとは粗大ごみ処理施設の改修とかグリーンパークの改修等を行っている。

あと、その他の事務費という形になって、トータルとしては、決算額として4億9,617万8,000円の運営費という形になっている。

以上でございます。

○委員長（神子 功） あとはございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費と4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎） 環境課長にちょっとお尋ねします。

園芸用廃プラスチック対策事業のこのあれですが、予算は一般財源ですか。

それと、それに関連して、最近、随分、夜になると黒い煙がすっ飛んであるというけれども、そういうところに対しているわけでしょう、このお金は。

それとあと社会福祉課長、先ほどの保育所、保育所は未納額、だいたい多いですね。これ、何人くらいの未納があるのかどうか。園児数と番付、どこが多いかどうか、ちょっとご説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（神子 功） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、社会福祉課の保育所の今のご質問の未納の関係についてご説明をさせていただきます。

まず、収入未済が過年度分も含めまして1,265万9,220円ということで、昨年に比べまして約360万円ほどこれは増えております。社会経済情勢が昨年度辺りからかなり不況の影響で厳しくなっている関係で、どうしても未納者が増えてきてしまっているということでございます。それで、児童数でまず申し上げますと、20年度、これは現年度分というふうにとらえますと児童数で60名、それから19年度までの過年度分ということで73名ございます。それで、未納額1,265万9,000円のそれを、20年度分としまして658万1,000円、それから19年度までで607万7,000円。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 園芸用廃プラスチックということですよ。この関係はうちのほうの分野ではなくて、農水産課のほうで、187ページの備考欄7番だと思うんですけども、これについてはうちのほうは若干知っていますので、ちょっと足りない部分はあるかもしれませんが、農協が主体の団体が各農家から施設用のプラスチック、ビニールとか何かを毎回各地区ごとに集めまして、それを東金市にある処理施設のほうに運んでいるんです。その一部、市の負担金というか助成金だと思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 社会福祉課長、すみませんけれども、人数。人数言ったか。私立保育所の人数のほうをちょっと教えていただけますか。私立保育所は何か所あるか、6か所。6か所の園児数。

○委員長（神子 功） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 私立の保育所の園児数は、500人前後で動いております。

（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） では、37ページの出産祝金等支給事業ですけれども、これは第3子以上を出生した場合は10万円ですか、支給額がね。それから、第3子以上、小学校入学時に5万円支給するといったような事業ですけれども、米印で、市税、保育料滞納がない旨の規定があるということですから、市税、保育料滞納の場合はこれらを支給しないということだろうと思いますけれども、こういった方があったのかどうかお伺いします。

それと、保育所の指定管理委託事業ですが、運営費の削減ということで、公立の場合は3,000万円くらいの運営費が削減されたんじゃないかなというようなお話でしたが、これは例えば市でこの干潟保育所を運営していた場合と比較してそのくらい削減されたということでしょうか。

それと同時に、指定管理といいますのは旭市にとりましては、本格的な指定管理、民間に委託したのは初めてだと思うんですけれども、父兄と申しますか、保護者の方々の評価はどのようなものであったかお伺いします。

それとついでに、20年度生まれたお子さんは何名くらいあったのか、前年と比較して、前年2年分くらいの人数をお教えいただければと思います。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） まず、出産祝金の関係ですが、これにつきましては、19年10月以降、毎月これは支出をするんですけれども、その支出の際に、市税と保育料の滞納がある方については、これは市の単独事業で行っておりますので、滞納ある方については支給をしないということで、毎月、税のほうと協議をしながらその辺は確認させていただいております。

して、月に数件は、交付をしないという方がいらっしゃいます。

それから、指定管理料の関係で3,000万円の削減ということを申し上げましたが、これも委員おっしゃられるように、公立でその運営をしていた場合と単純に比較をして3,000万円という、そういうことでございます。

それから、それに対します保護者の評価ということでございますが、これは私どももその部分が一番心配になったんですが、保護者からは喜ばれておりまして、いい評価をいただいております。地元の法人にそれらを委託しているというようなことも、保護者からの信頼感の中においてはあるのではないかなという感じはします。

それから、1年間に誕生する新生児ということで、だいたい600人を切るくらいです。

(発言する人あり)

○社会福祉課長（在田 豊） 正確な数ですか。20年度に生まれた数ですね。はい。今調べます。少々お待ちください。

○委員長（神子 功） それでは、調べていただいている間に、ほかに質疑がありましたらお願いします。

嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 決算のほうに関係ないんですけども、ちょっと環境課長に聞きたいですけれども、残土と残土の中の産廃、どのような違いがありますか、ちょっと教えてください。

○委員長（神子 功） 嶋田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 大変難しいというか、あれなんですけれども、一応、残土と言われるものは、利用できるということで、国のほうで、環境省のほうで、リサイクル土等、要するに建築で石灰等を混ぜたもので、種類にもよりますけれども、大ざっぱなあれでは、残土として使っても構わないよという形になります。産廃は、まさしく産廃ですので、これは適正な処分をすると、これは法律で決められて、それ以外のもの、要するに建築廃材、それから主なものでは、あと、各リサイクル土に使えない、要するに建物等に使ってリサイクル等をしなければならないものを除いたものと一般廃棄物を除いたものが、要するに産廃という形になりますけれども、ちょっと説明としては分かりづらいですかね。

(発言する人あり)

○環境課長（平野修司） そうですか。じゃ、うちのほうもちょっと……

○委員長（神子 功） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） それというのは、山へ、産廃でないと、結局、建設残土ということで投棄して、もしよかったらということで聞かれたんですけども、もしそれが産廃だったらしょうがないということで、残土の、結局、石がまざっているのは産廃になるのか、どの程度のあれが結局産廃のほうになっちゃうのか、そこら辺のあれが分かればと思うんですけども。

○委員長（神子 功） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、先ほどの新生児の関係で申し上げますと、年齢別の登録人口ということで、今、5月1日付で、これは転入された方もいらっしゃるでしょうけれども、ゼロ歳児が528人、それから1歳児が561人、2歳児が543人、3歳児は589人、4歳児が583人ということで、昨年度、一昨年度から見ますと三十数名やっぱり減という、そういう状況になっているようです。

（「1歳児をもう一度」の声あり）

○社会福祉課長（在田 豊） 1歳児が561人です。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） それでは、ページ数で38ページのつどいの広場事業、臨時保育士4名分のこの時間給が1,000円になっていますが、次のページの39ページの臨時保育士50名、この差額は、これも1,000円でやっているのか。

それから、ページ数で48ページの委託業者4社、もしできればこの会社名と事業量をお知らせしていただきたいと思います。

それと焼却灰運搬業者委託、これはちゃんとした許可を持っている会社なのか、併せてお願いいたします。

○委員長（神子 功） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 臨時保育士の単価につきましては、これは時給1,000円ということで、保育所のほうも、それからつどいの広場も、同じ資格を取得している、そういう保育士に臨時としてお願いしていますので、時間当たりの単価としては同じ金額でございます。

○委員長（神子 功） 環境課長。

○環境課長（平野修司） ご質問の48ページの塵芥処理施設運営費の中の委託料、焼却灰運送業務委託の関係でよろしいのでしょうか。

この焼却灰はまさしく産業廃棄物という形になりますので、法律に基づいて産廃の収集運搬の県の許可がないとこれはできません。ですから、そのところから、許可を得た業者から見積もり等をして選んでおります。

それとあと廃棄物の収集運搬の関係の4社でございますけれども、今年は会社名が、東総メンテナンス有限会社、有限会社アースクリーンサービス、有限会社共栄クリーン、有限会社カナヤマという形の4社でございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） それでは、再質問させていただきます。

臨時職員50名とありますが、この50名で一番長く勤務に何年という形で勤めている方は、だいたい年数ごとのを詳しくもし分かればお知らせしていただきたいと思います。

それと、委託業者4社の、昨年から見たその4社に、昨年はもっと多かったと思いますよね。

（発言する人あり）

○委員（林 七巳） 昨年も、その前も。

（発言する人あり）

○委員（林 七巳） 何か入札でかなり金額も安くなったという話も聞くんですけども、その点ももしよろしかったらお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 廃棄物の収集運搬の関係は、ここ何年かはずっと4社で地区割でやっております。今ご質問のあった金額の件ですけれども、昨年度は4社で合計8,272万4,250円です。今年が入札額が6,938万7,150円、約1,000万円弱ほど委託の見積もりでは落ちております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいまのご質問にお答えする前に訂正をお願いしたいんですが、先ほど賃金につきましては、時給1,000円というようなことで、私、ご答弁させていただきましたが、保育所の場合には、時給940円という、1日の契約の場合には1日に7,500円ということで差をつけてございます。と申しますのは、つどいの広場のほうの保育士につき

ましては、保育所に入所する前のお母さん方からのいろんな相談事、そういうようなものもあそこでお受けする、そういうことがございますので、そういう相談業務等も保育以外にあるだろうということで、時給1,000円ということでございます。

それで基本的に、今度は再質問のほうの関係ですが、正直、臨時でございますので、半年ごとに契約は交代をさせていただくということを基本にやっておりますが、比較的に長く、半年ごととはいうものの、勤めていただいている、そういう方もおりまして、今調べまして、一番長い方については12年4か月、それからその次に7年7か月臨時で勤めていらっしゃるという、そういう方がいるという、そういう状況になっています。

以上です。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） 国では、この臨時職員を正規職員にというような、今、流れが、民主党になるとなるような気配がありますけれども、それから中央病院の問題では、この臨時職員をなくすということで派遣社員にしたという経過があります。本体において臨時職員を12年も使って、違法とまでは言いませんけれども、短期ごとに切り替えていると。それはちょっとおかしいように思うんですが、課としてはどのようなお考えですか。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 確かに、そういうふうに長くお勤めいただくということに関しては、全く問題ないんだということを申し上げるつもりはございません。しかしながら、正規の保育士を、我々担当課のほうとすれば、必要最小限、クラス編制に支障のないような、そういう形で今採用をお願いしながらやっております。その部分についてはぎりぎりの正規の職員の中で対応はできているんですが、実際に複数担任、そして一時保育ですとかそういう特別保育の部分では、なるべく正規の職員でそれを賄うんだということじゃなくて、臨時の職員で対応をしながら、効率のいい人事管理ということへ結びつけている結果が現状の人数だというふうに理解をしているところでございます。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） 私はこの臨時職員のこういう法律はあまり詳しくないんですが、全然抵触しないということですか。その辺をちょっと。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 私も正直、人事管理につきまして詳しく存じ上げているわけではございませんけれども、全くそれが抵触しないのかということで、はっきり抵触しないと断言はできませんけれども、一応、半年ごとに契約を交代するというので、それぞれその半年ごとの希望をお聞きしながらやっておりますので、現状の中では抵触していないということで理解をしているところでございます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 保育所の関係でちょっとお聞きしたいわけでございますけれども、これ、20年度でとみうら保育所が耐震補強されました。21年度もたしかこういったものが入っていたんじゃないかなと思いますし、ただ、耐震補強でできない保育所も何か所かあったんですよね。その辺を今後どうするのか、それが1点。

それから、環境課長に単純な形の中でお聞きしたいわけでございますけれども、今、焼却処理しておりますよね、リサイクルできないものについては、一般の生ごみ。その辺は、概算でいいですから、維持運営費含めて1トン当たりどのくらいの経費がかかるのか。

そして受け入れる際に、許可業者、認可業者ですか、あれは、入れていただくのはね。その辺の業者に対して1トン当たりどのくらい請求されているのか、その辺が分かればお願いしたいと思います。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答え申し上げます。

21年度におきましては、中央第一と中央第三ということで耐震補強を、今、中央第一につきましては実施中でございます。それから、第三につきましては、近々入札をやって、実施に向けて今進めるところでございます。

それから、耐震で対応できない保育所、海上保育所、それから飯岡の三川、飯岡中央、塙、この四つあるわけですが、正直、海上保育所につきましても、建て替えというその具体的なそういう計画にまでは今至っておりません。それで、飯岡地区の3保育所につきましては、これは前々からお話をさせていただいているように、それぞれが定員割れをしている、そういう保育所でございますので、それらを統合して新たな保育所に作り替えたいということで、現在、中学校の用地を含めまして、その用地の問題が解決できれば、それらを具体的に動き出したいという、そういう予定であります。

○委員長（神子 功） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、ごみ処理の経費、トン当たりということでございます。

ごみ1トン当たり、直接の処理経費としては1万7,462円です。全体の処理経費、人件費等を含めた、あと起債等を含めた中ではトン当たり2万9,464円という形でございます。

それから、許可業者がうちのほうに持ってきたときのうちのほうの取る金額ということですね、これは一般の方も許可業者も同じで、重さで100キロを超えた場合は10キロ当たり150円、100キロ未満の場合は100円という形の2段階でやっております。これは全部一緒でございます。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） 100キロ以上ということになると、トン1万5,000円ということですね。

はい、分かりました。

社会福祉課長には今、保育所の関係をお聞きしましたがけれども、現在、少子化対策、子育て支援という形の中で、やはり保育所も大事なものなんですよ。耐震補強でできるものはそれで、当然なんですけれども、やれるわけなんですけれども、耐震補強がきかないものについては、そういった面ではどうしても建て替えをしなきゃならないと。

でありますので、実はそういう不要不急という事業、それは財政課長は十分お願いできるかと思うんですけれども、いわゆる、どうしてもそういったものに対して今回の交付金のような、臨時交付金とかそういうもの、一気にできないんだということで先送りされている部分があると思いますので、ぜひそういうもので取り組んでいただければよかったなど。不要不急というような形の中で、今、何か公園ばかり目についちゃいますので、その辺をそういうものにぜひできればなど、そんな願いがあって言ったわけです。答弁のほうはもう結構です。十分その辺は配慮していただければということでございますので。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまです。

ちょっと細くなるんですけれども、教えていただきたいと思います。決算書の109ページ、かなり細かい点、具体的なので数が多くなるかもしれませんが、教えていただきたいと思います。

これ、番号20番の扶助費、何と読むんでしょう、これ。行旅、これ、まず予算にないんですよ。だから、これは何なのか、誰なのか。

その下の寄附金10万円というやつ、これはどこなのか。

それから、民生児童委員活動費というやつですけれども、報酬で、民生委員推せん会委員ですか、推せん会ですか、これ何人で何回開かれているのか。ちょっと金額が合わないのか、これは何かいろいろ委員会があるんだけど、結構、人数と金額と予算とあまり合わないんですよ。ちょっとそれを確認したいと思ひまして。

それから、111ページ、一番下のほうで地域自立支援協議会ですか、これも何人で何回開いているのか。

その次に113ページ、4番の特別障害者手当等給付事業、それから5番の中度心身障害者、6番の重度心身障害者ですかね、これみんな多分、予算よりだいぶ増えているんですけども、何人くらいいるのか。

それから、次が115ページ、9番の心身障害者福祉作業所運営事業、これは場所、確認ですけれども、委託先ですね。

それから、その下のグループホーム、これも交付金を出している先ですね、お願いします。

その次に123ページ、後期高齢者医療特別会計職員というところですね。これ、特に職員手当なんですけれども、3人で予算より300万円増えているんですよ。すごい、かなりこれ残業したか……。というのは、本給が1,000万円で手当が780万円ですよ。これ、労働条件とか、どういうあれなのか。

それから、137ページ、17番の公有財産購入費、どこを買ったのか教えていただきたいと思ひます。

それから、145ページ、生活保護扶助費なんですけれども、これ、かなり金額が大きくて、生活扶助費が1億4,000万円ですか、それから医療扶助費が2億1,000万円、これ、人数をどのくらいいるのか教えてもらいたいと思ひます。

あと飛びまして169ページ、公害対策事務費なんですけれども、これ、環境審議会が開かれる予定だったと思うんですよ、予算では。環境審議会って予算36万円とっていたと思うんですけども、それが無いということは環境審議会は開かれていないんだろうと思うんですけども、その環境審議会を開く、当初は予定だったと思うんですけども、中止になった理由。

あとは、塵芥処理施設で先ほど七巳委員の質問がありましたけれども、ついからです、運搬収集事業が、値段、当初9,000万円から7,000万円くらいに下がって、これは入札の結果だろうと思うんですが、その確認と、逆に今度、粗大ごみ処理施設が倍くらいの金額になっ

ているので、内容が変わったんだろと思うんですけども。

それから、その下の賠償金、22万円は大した額じゃないんですけども、何かということ
を教えていただければと思います。

○委員長（神子 功） 議案の審査は途中でありますが、ここで2時半まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、順を追ってご説明を申し上げます。

まず、決算書の109ページですが、行旅死亡人の扶助費でございますけれども、これは、
行き倒れになってしまった方がお一人いらっしゃいまして、その方の葬祭といひましようか、
死亡のために予備費で充当をさせていただいたものです。

それから、その下の寄附金の関係ですが、これは手をつなぐ育成会へ干潟地区のエステー
ト・プロデュース様のほうから10万円をちょうだいし、寄附金として差し上げてございます。

（「誰に」の声あり）

○社会福祉課長（在田 豊） 旭市手をつなぐ育成会へ、はい。

それから、大きな3番の民生児童委員の活動費の中の報酬の部分ですが、これは推せん委
員、議会のほうからも嶋田議員と、そして林議員に推せん委員になっていただいております
が、12名いらっしゃいまして、たまたま1回開催がございました。お一人6,000円というこ
とで、その際には7人の委員が出ているということで4万2,000円支出してございます。

（「7人ですね」の声あり）

○社会福祉課長（在田 豊） はい。

それから、111ページの自立支援協議会の委員15人で17万4,000円とありますが、これは委
員は全部で20名いらっしゃいます。実際に報酬をお支払いする委員はそのうち15名というこ
となんです、2回開催しました。それで、2回で延べ29人分支出をさせていただいており
ます。

それから、113ページ、大きい4番の特別障害者手当等給付金でございますが、これは日常的に介護を要する方へ障害者等の給付事業ということで、重度障害の方には2万6,440円、そして……

(「人数でいいですよ」の声あり)

○社会福祉課長(在田 豊)　そうですか、はい。全部で150人でございます。

それから、5番が、21名の方に医療費の助成をしてございます。

それから、6番の重度心身障害者、これは414人に助成をしてございます。

それから、次のページ、115ページ、9番の心身障害者福祉作業所の運営事業ということで、これは指定管理で旭市手をつなぐ育成会、ここに指定管理をお願いしてございます。

それから、その下のグループホーム等の運営費助成事業ということで、グループホームの家賃補助と、それから運営費の補助ということで、大きく分けますと二つになるわけですが、グループホームの家賃補助につきましては、1万円を限度に26人が17施設へ入居をしております。それから、グループホーム、その26人の日常生活を支援するための運営費として合計712万円支出をしてございます。

それから、137ページ、飛びますが、公有財産の取得でございます。137ページの土地購入費ということで、これが中央第二保育所の駐車場用地としまして借り上げをしておりました部分を取得させていただきました。504平米取得をいたしました。

それから、145ページになりますが、生活保護の扶助費の関係で人数を申し上げますと、まず生活扶助費、これは282人でございます。それから、住宅扶助費155世帯でございます。教育扶助費が5人、医療扶助費が204人、葬祭扶助費が2人、施設事務費が14人、生業扶助費が2人、それから介護扶助費が36人ということでございます。だいたい、世帯につきましては240をいったり来たりという、そういう感じでございました。

以上です。

○委員長(神子 功)　環境課長。

○環境課長(平野修司)　それでは、最初の169ページの公害関係の環境審議会委員が当初予算でのついていたけれども、決算ではのつていなかったと。

基本的には、環境審議会にかかる要件がなかったというのが理由でございます。一応、環境審議会にかかる要件としましては、規則というか条例で決まっております、環境保全に関する重要事項、それから公害に係る苦情処理等、あと規則、基準等に合った場合には環境審議会へかけなければならないということになっているわけですが、昨年度について

はそういう案件がありませんでした。その前の年は、一般廃棄物の施設の許可という関係で、県の許可を含めた、産廃等も含めた施設がありましたので、それについてはかけております。昨年度はなかったということでございます。

それから、175ページの粗大ごみ関係ですね、決算額が……、その前に、失礼しました。173ページのやはり13番、委託料の廃棄物収集運搬業務委託料、約7,000万円ほどの関係で、前年度より約1,000万円弱ほど下がっているけどという話ですけれども、これはまさしく見積もり合わせをやった結果で、市内の許可業者の中から収集運搬の委託をやりたい業者の見積もり合わせをやった結果、この金額におさまったということでございます。

次が、次のページの175ページ、備考欄の中の15の工事請負費、粗大ごみ処理施設改修工事が、これは決算額では601万円ほどと、当初のあれでは300万円ほどだと思えますけれども、これについては、昨年12月に不燃ごみを破砕する機械が壊れたため、流用して修繕をしております。その結果、この金額になりました。

それから、その下の22番、補償補填及び賠償金の賠償金22万1,550円の関係ですけれども、この関係は、クリーンセンター内で容器包装の社員がフォークリフトを作業中に、入ってきた軽自動車の車と接触をして、そのための賠償金でございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは私のほうからは、決算書123ページ、後期高齢者医療特別会計職員の給与費、その中で、職員手当が昨年と比べるとかなり増額しているのではないかとこの質問にお答えします。

確かに増額しております。これは一つは、人事異動で若い職員から中堅の職員になった、そのために扶養手当、通勤手当、児童手当等のその他の手当が増えた。それともう一つですが、やはり時間外手当が大きく増えています。これについては、議員もご承知のとおり、後期高齢者医療制度が20年度から始まったことによりましてそれ相当の事務量があったということと、年度途中におきまして保険料の見直し、これらが、いわゆる保険料が低所得者に対する見直しの軽減措置とかそういったものがたびたびありました。それによって、電算のシステムによる入力のような関係で、かなりの時間が、時間外を費やしたということでございます。それで増えたということでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、ありがとうございました。

ただ、1点だけ、ちょっとこの今のがすごい気になったんですよ。本給に対して8割くらいが手当だから、多分それは労働基準法にひっかかるんじゃないかと、これだけ残業をやったら。そんな気がしたので、ちょっと確認の面で聞かせていただきました。ありがとうございました。

○委員長（神子 功） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 先ほど残土と産廃の関係、違いはということで回答ができませんでした。

残土については、建設工事現場から発生する土、または残土等の土壌改良の一環としてコンクリートがら、石類を混合する場合、これらは土壌改良材ということで、国のほうで認められている残土という形になります。産廃は、ちょっと難しいんですけども、建築廃材、瓦れき類が混入しているものと、また、残土の中にそれがまじっていたものが、これは産廃だと、これが大きく用語としては分けられております。

残土の中の関係で、通常は、うちのほうでそれが残土か産廃かを見分けるもう一つの指針としては、地質分析結果証明書というのを正規の証明会社から求めます。その中で基準値の項目がありまして、それをオーバーしていれば当然それは産廃の扱いになりますけれども、国が認めた基準値以内ということであれば、これはリサイクル土ということで認められたものということで使用しています。大ざっぱに言ってそういう形になります。

以上でございます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、3款民生費と4款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課はここで退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時48分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5款労働費から8款土木費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

ここで申し上げます。長くなるような説明でございましたら着座して説明しても結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（神原房雄） 商工観光課が所管しております5款及び7款について補足説明をいたします。

初めに、5款労働費でございます。決算書175ページから179ページというふうになります。

労働費は、働く婦人の家の管理及び労働諸費として職業相談室の運営支援が主なものでございます。

初めに、177ページをお開き願いたいと思います。

備考欄3、働く婦人の家の活動費について説明をいたします。

働く婦人の家につきましては、女子労働者及び勤労者家庭の主婦の一般教養並びに職業・家庭生活技術の習得を目的に、各種講座・講習会を開催しております。主要講座といたしまして、講座数で33講座を開催し、回数で280回、延べ受講者数は3,860人というふうになっております。これにつきましては、女性の知識の向上、社会参加の促進が図られたものと考えております。

次に、179ページをお願いいたします。

上段になります。職業相談室の運営支援について説明したいと思います。

職業相談室につきましては、旭市地域職業相談室として相談業務を行っております。相談員は4名の配置で、利用者の増加に伴い、ハローワークによりまして12月に求人情報の閲覧パソコンを2台設置しました。トータル6台として相談体制の充実を図っているところでございます。

相談室の利用状況でございますが、厳しい雇用情勢から、平成20年度は1万9,412人、前年比27.3%の増というふうになっております。月平均で1,618人、就職者につきましては1,170人、前年比14.5%増というふうになっております。これにつきましても求職者の利便性が図られているところでございます。

以上が5款の説明でございます。

続いて、7款の説明をいたします。7款につきましては、決算書205ページから219ページ

になります。

その中で商工業及び観光の振興に関する主な事業について説明をいたします。

初めに、中小企業金融対策事業について申し上げます。決算に関する説明資料62ページ、決算書につきましては209ページになります。

その中で商工業及び観光の、決算に関する説明資料62ページでございますが、事業内容としましては、市内中小企業者に対し、経営の合理化を図るため、市内金融機関に貸付原資を預託し、その原資を基に金融機関が事業資金等の融資を行うものでございます。20年度は預託金を1,000万円増額しまして8,000万円としたもので、融資額は10倍の8億円というふうになるものでございます。

なお、補償金につきましては、返済不能になった場合における補償金の支払い、代位弁済でございますが、その損失補償金2件、76万5,548円ということになっております。

次に、商業活性化推進事業について申し上げます。決算に関する説明資料は63ページ、決算書は209ページというふうになります。

商店街が活性化策としまして実施する事業に対して補助するものでございまして、商店街等活性化事業でイベントの補助として4団体、134万円。

商店街振興事業の補助として、プレミアム付共通商品券発行事業、それと3商店街への運営費補助、合わせて1,258万円。

次の施設整備事業につきましては、1団体、駐車場借り上げ事業3団体を合わせて97万8,000円でございます。

それから、隔年で実施しております次の商工業後継者海外研修補助金100万円、それとスターライトファンタジーの開催の補助金として140万円というふうになっております。

次に、説明資料の64ページ、決算書は209ページ以降となります。企業誘致の促進事業について申し上げます。

主な内容は、旭市土地開発公社が行う企業誘致活動に対して100万円の助成、また、企業誘致条例に基づき、進出した企業が行う排水処理施設に対する助成で、20年度は農事組合法人北総養鶏組合に事業費の2分の1として99万4,978円を助成いたしました。

次に、説明資料65ページになります。決算書で211ページ以降というふうになります。ここでは観光振興対策事業について申し上げます。

観光客の誘致を図るため、観光情報のPRとして、20年度は新しい観光パンフレットを3万5,000部作成いたしました。それから、イベントなどの開催に際しまして、観光協会等の

関係団体に助成したものでございます。袋公園桜まつり、七夕市民まつり、新たな事業としては、あさひ砂の彫刻美術展、それから、いいおかYOU・遊フェスティバル、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦の開催等でございます。これにより観光客の誘致が図られたものでございます。

次に、説明資料66ページ、決算書は219ページになります。長熊スポーツ公園整備事業について申し上げます。

長熊スポーツ公園につきましては、老朽化した釣堀施設、それから隣接する野球場、ゲートボール等をリニューアルいたしまして、市内外の釣り愛好者が快適に利用できる施設、また、市民の交流や憩いの場として整備したものでございます。事業費は、工事請負費、備品購入費合わせまして2億595万1,992円となります。

以上が商工観光課に関連する主な事業の補足説明でございます。

○委員長（神子 功） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） それでは、6款農林水産業費のうち、農水産課関係の主な事業についてご説明させていただきます。

初めに、決算書の185ページをお開きください。

農業振興費の備考欄1、農業振興事務費の19、負担金補助及び交付金の下から2番目、米の力再発見事業補助金です。平成20年度から米粉用米が新規需要米として生産調整面積対象となったことから、米粉の利用拡大を進め、消費量が減少傾向にある米の新たな利用法を掘り起こし、需要喚起のためのPR活動などを実施するため、まちおこし産品推進協議会というのを設置いたしまして、その活動費用を補助したものであります。

平成20年度は、試食用の生めん、うどんですが、これを試作し学校給食へ提供するとともに、産業まつりなどのイベントでPR活動を実施いたしました。

次に、187ページをお開きください。

同じように備考欄の下の方、6、豊かな産地づくり支援事業の中の一番最後、売れる米づくり推進事業補助金です。これは、一般質問でご質問のあったブランド化を目指したお米の取り組みに対して補助するもので、ちばみどり農業協同組合の自主開発米部会と萬歳米栽培研究会の取り組みに助成するものであります。

次に、189ページをお開きください。

備考欄の8、「園芸王国ちば」強化支援事業であります。説明資料51ページにあります。

この中の「園芸王国ちば」強化支援事業補助金は、認定農業者や任意の生産団体が行う園

芸ハウスなどの生産施設や暖房機、生産管理機械などの整備を支援する県費補助事業で、平成20年度は14件の事業主体の行うハウス12棟、1万3,838平方メートル、省エネ型の暖房機等12台、予冷庫などの機械3台、総事業費2億2,086万2,628円に対し4,494万7,000円を助成いたしました。

次の9、施設園芸燃油高騰対策事業の補助金は、園芸王国同様、県費補助事業で、12月に補正予算をお願いしたものであります。原油や鋼材、肥料など農業資材の急激な高騰に対応するため、省エネタイプの暖房機、電気によるヒートポンプ等を導入する農業者に支援したもので、事態の重大さから市でも5%の上乗せ補助と、県事業に該当しないイチゴ農家に対しては単独で同率の補助をいたしました。平成20年度は27件、39台の暖房機等に1,268万3,700円を助成いたしました。

次に、191ページをお開きください。

同じく備考欄の12、農業経営基盤強化促進事業の一番最後、遊休農地解消対策事業補助金は、県の遊休農地リフレッシュ活用支援事業補助金を活用いたしまして、農業委員会、JA、土地改良区、県農林振興センター等をメンバーとする旭市耕作放棄地解消対策協議会を通じて、耕作放棄地を活用する機運を盛り上げるため、耕作放棄地の活用に関するアンケート調査を実施したものであります。

次に、193ページをお開きください。説明資料では52ページになります。

備考欄の最初、14番の経営構造対策事業の中の補助金は、干潟地区で実施されている萬力Ⅱ期のは場整備事業に併せ、担い手となるべき稲作2法人与施設園芸3法人を設立し、それらの整備するライスセンター2か所とビニールハウス18棟に助成するもので、平成19年度から21年度までの3か年事業であります。平成20年度はライスセンター1か所とハウス18棟を予定しましたが、3月議会で繰越明許をお願いしご心配をおかけしたとおり、事業費で3億8,641万9,695円、補助金で1億8,831万円の予算から、事業費ベースで1億7,698万3,593円、補助金で8,406万6,000円を繰り越したものであります。

なお、この繰り越し分につきましては、去る8月31日をもって完成していることをご報告申し上げます。

次に、195ページをお開きください。説明資料では53ページになります。

備考欄の3、畜産環境総合整備統合事業は、畜産から出る畜ふんから良質な堆肥を生産する施設等の整備を行ったもので、国から50%、県から20%の補助を受けまして、受益者から22%の負担金をいただいて整備するものであります。

なお、ここから繰越明許をお願いした、し尿の浄化施設につきましては、用地についての地元協議がまとまり、今年度中には整備完成できる運びとなりました。

次の４、畜産環境総合整備統合事業（繰越明許）は、平成19年度から繰り越した浄化施設の整備工事でありまして、平成20年７月４日に竣工いたしました。

次の５、食肉等流通体制整備事業（繰越明許）の補助金は、説明資料では54ページになります。

平成19年度から繰り越した、鶏卵の洗卵、選別、包装を行う施設の整備に対する補助でありまして、当該施設は平成20年８月22日に竣工しております。

一つ飛ばしまして、７のバイオマスの環づくり推進事業の補助金は、説明資料では56ページになります。

耕種農家と畜産農家の連携による循環型農業を構築するため、良質な堆肥の生産施設や農地への散布機械の整備に対して助成するもので、平成20年度は三つの組合の総事業費で３億9,601万5,008円に対し２億1,216万2,500円を補助したもので、工事の終わらなかった事業費で3,081万7,500円分については繰越明許をお願いし、平成21年４月10日に竣工いたしました。

次に、199ページをお開きください。

備考欄の上のほう、７、仁玉川補修事業負担金は、老朽化が進み危険な状態になってきた仁玉川の鋼矢板護岸改修のための機能保全計画策定業務に対する負担金であります。改修工事の実施については、国の基幹水利施設ストックマネジメント事業の平成22年度採択を受けるべく、県、大利根土地改良区と協力し推進しているところであります。

最後に、205ページをお開きください。

４目漁港建設費の備考欄、１の水産基盤整備事業の負担金は、飯岡漁港外西防波堤整備に係る負担金で、現在立入禁止となっている堤防を親水化し、散策できる港にするため、平成18年度からの継続事業で実施している事業の負担金であります。負担割合は、国50%、県39%、市11%となっております。

以上で農水産課関係の説明を終わります。

○委員長（神子 功） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、決算書の219ページ、土木費の補足説明をいたしたいと思っております。補足説明は決算書に関する説明資料で行いたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、67ページをお開きください。これは国土調査事業でございます。場所は、秋田・萬

力地先の県道佐原椿海線西側から匝瑳市境までの現地調査と秋田地区の土地改良区との境界の復元であります。

続いて、68ページをご覧ください。68ページは、道路の維持補修事業と交通安全施設の事業が載っております。これは、先ほど配りました工事一覧表の1ページから4ページまでに記載しておりますので、工事本数が多いので説明は省略させていただきます。

次に、69ページです。新設改良事業の工事であります。やはり同じく工事一覧表の5ページから7ページに記載してあります。やはり工事が多いので、説明は省略させていただきます。

次に、決算書の70ページです。70ページは、排水路整備事業です。これは、十日市場地区の椎名団地に向けての排水路整備事業です。工事一覧表の5ページの工事番号39と6ページの工事番号79になります。

続きまして、71ページ、排水路整備事業の西野地区の委託でございます。工事一覧表の4ページの下から8番目になります。

次に、72ページです。旭中央病院アクセス道整備事業です。この工事は、工事一覧表の5ページの工事番号38と6ページの工事番号73と86及び、7ページの工事番号87と95がこの工事に関する工事でございます。

次に、73ページです。これは、1-002号、干潟地区の長部地先の歩道の整備事業であります。工事一覧表の5ページの工事番号21がこの工事であります。

決算書74ページ、防衛省の補助事業であります。工事一覧表の4ページの下から9番目、10番目がこの工事になります。

最後になりますが、決算書75ページ、橋梁維持補修事業の委託と工事であります。工事一覧表の7ページの下から2番目、3番目が委託で、工事番号42が工事でございます。

補足説明は以上でございます。

○委員長（神子 功） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課のほうから所管事業につきましてご報告をさせていただきます。説明につきましては、別冊の決算に関する説明資料により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、説明資料の76ページをお願いいたします。

初めに、都市計画マスタープラン策定事業についてご説明いたします。

この事業は、平成19年度から3か年計画で策定作業を進めておりまして、合併後の旭市の

秩序ある土地利用と均衡あるまちづくりを進めるため、市内全域における都市計画区域の見直しを行うための基礎資料となるものでございます。

なお、都市計画の見直しにつきましては、平成22年度以降に考えたいと思っているところでございます。

次に、77ページに移ります。

街路整備事業（谷丁場遊正線）でございます。

国道からＪＲを横断いたしまして市役所通りまでの延長700メートルの区間におきまして整備を進めているものでございまして、平成20年度の主なものは、委託料の中段になりますが、ＪＲ横断部における橋梁及び道路の詳細設計を行ったものでございます。

なお、財源につきましては、まちづくり交付金事業、干潟駅周辺地区の基幹事業として平成20年度から5か年計画で事業を進めているところでございます。

次に、78ページをお願いします。

駅前広場等整備事業であります。

県事業への負担金として事業費の13.5%を支出したものでございます。

なお、本事業につきましては、22年3月末をもちまして現在の事業認可期間が終了いたします。これは県事業でございますけれども、県におきましては、現在、再度の延長、3か年程度の延長を検討しているということで聞いております。

続いて、79ページです。

干潟駅前広場整備事業であります。昨年度は駅前広場の測量等と、それから基本設計を行ったところでございます。本年度は、ちなみに実施設計の予算をちょうだいしてございまして、現在、設計作業を行っているところでございます。

事業の期間がここにH20～H22と書いてございますが、これからＪＲ、あるいはタクシー等々の関係者との協議がございますので、場合によりましてはこれが23年度にずれ込むということも今視野に入れて検討を行っているということでございます。

次に、80ページをお願いいたします。

あさひ健康パーク維持管理費でございます。オープン記念式典をはじめ、指定管理料を含めた維持管理費でございます。

続いて、81ページでございます。

パークゴルフ場の管理棟の建設に係る繰り越し分でございます。内容は、ご覧のとおりでございます。

82ページをお願いいたします。

袋公園整備事業でありまして、昨年度は、園路広場及び駐車場等を整備するとともに、土地開発公社から先行取得分959.78平方メートルを買い戻したものでございます。

83ページに移りますが、文化の杜公園整備事業でありまして、主なものは中段の公有財産購入費でございまして、地権者は土地開発公社を含めると13名、面積では1万8,754.24平方メートルを取得したものでございます。これにより年度末における用地取得率、これは仁玉川北側の区域7.9ヘクタールを対象にしておりますが、66.15%となっております。この事業は、まちづくり交付金等を活用して平成18年度からの5か年事業で進めているところでございまして、平成22年度が最終年度となるものでございます。

次に、84ページは、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業でありまして、全体面積は1.15ヘクタール、用地取得率は20年度末現在86.6%となっております、本年度が事業の最終年度となります。現時点の用地取得率は92.82%でございます。

都市整備課からは以上でございます。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 財政課から市営住宅の改修事業について補足説明申し上げます。説明資料の86ページになります。

この事業は、市営住宅の維持保全、それから安全な居住環境の確保のため、改修工事等を実施したものでございます。

財源なんですけれども、これは国庫支出金、地域住宅交付金をいただいております。

住宅の修繕、定期修繕として11か所、それから池の端住宅の改修工事2棟10戸、それから双葉団地、下永井団地、それぞれここに記載のとおり改修を行ったものでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

それでは、5款労働費から8款土木費までについて質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

高木武雄委員。

○委員（高木武雄） 農林水産事業費の畜産環境総合整備統合事業ですか、決算書で195ページ、資料の説明欄で53ページのこの事業でございますけれども、これは市が主体となっていていろいろ施設を作り、またそれで利用者からも負担していただいてやっているわけなんですけれども、これが建設できた後の運営ですか、それと、この事業に係るその受益者というか、

これは何軒くらいあるのか、また、これは恐らく畜産のふん尿処理の関係でございますので、今後まだ未整備というか、結構、干潟地区にそういう農家が多いものですから、今後どのような需要がこれは見られるのかお願いいたします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 委員のおっしゃるとおり、市で整備いたしまして、完成後に、利用する農業者の組合等に譲渡するものであります。東総地区西部という組合をつくっておりまして、組合の総数は21軒の畜産農家、それが幾つかのグループに分かれまして、共同で利用するし尿、あるいは畜ふんの処理施設をつくっているということであります。

よろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○農水産課長（林 清明） 今回行っているのは18年からの5か年計画で、とりあえず干潟地区の畜産農家につきましてはおおむね終わるのかなと。この事業が、同じ国庫補助の事業が22年以降残るかという、どうもそうではないようですので、国庫補助事業がどうなるかの様子も見ながら、新たな需要があるかどうかについても確認しながら進めていきたいと思っております。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） じゃ、今、確認の意味なんですけれども、これはたしか干潟地区にかなり豚舎が多く、いろいろ問題が出ていた。それで、そのふん尿処理をやるということで事業が始まったような結果だと思います。そうした中で、この事業でほとんどもう干潟のそういう地区の畜産農家の需要というか、それでもう間に合ったのかどうか、その辺をお願いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 本当の小さな畜産農家までそれで全部できているかという、そうではないようなんですが、今時点で、自分もこの事業をやりたいとかという要望はないようです。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 説明欄の64ページですけれども、企業誘致促進事業の中の旭市土地開発

公社企業誘致促進事業補助金100万円ですけれども、この100万円ですが、どなたがどういう活動をされたのかお伺いをします。

それから、78ページの旭駅前広場等整備事業、22年度末で一たん終了ということで、県はまた3か年程度の延長を検討しているということですが、これから最終的にはどういったような形にこの駅前の工事になるのか、もし分かればお願いをしたいと思います。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 説明資料の64ページ、土地開発公社に対する補助金100万円の中身はという部分でございますが、企業誘致ということで、旅費が主なものでありまして、あとは運営に係る事務費的なものでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほど申しましたように、県事業ということで、もう3年ほど延長したいというのは、これから事業認可の変更がございます。最終的にはどのような形になるのかというお尋ねでございますが、現時点で大きく、地権者が、まだ4件の未買収地がございます。これは建物を中心として大きく4件ということです。今後におきましても、やはりもう既に当初の事業認可からかなり年月がたっておりまして、もうある程度のその未買の状況はつかんでいるんですけれども、これからも一生懸命、難しい状況でありますけれども、積極的に行っていききたいと。

最終的な形でありますけれども、駅前広場としては3,000平方メートル、道路の幅員は16メートルになっております。来年国体を迎えるに当たりまして、今まだそのガードレール等々でもってちょっと使いづらい状況になっておりますけれども、一応、来年度に向けて暫定の形で供用を開始したいと、今、このように思っております。

以上です。

○委員長（神子 功） 島田委員。

○委員（島田和雄） 旅費というのは分かったんですけれども、これは職員の方が誘致活動をするための旅費ということでよろしいでしょうか。

それから、駅前広場ですけれども、道路幅員16メートルにするということですが、これについてはどこからどこまでということでお伺いをします。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 旅費の中身ということでございますが、ほとんどは県外への職員の旅費でございます。あくまでも企業誘致ということの中で迅速にその場所に行けるように、中には飛行機で行った部分もございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 16メートルの内訳と起点、終点のお話がありましたけれども、駅前広場が起点になります。今の事業認可の終点というのは、商工会館の十字路が終点になります。延長は350メートルでございます。それから、道路の幅員16メートルであります、歩道が左右にそれぞれ3.5メートルずつ、道路になる部分が9メートル、これは停車帯とかもつきますけれども。

以上でございます。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、お尋ねします。

決算書の189ページ、19節の負担金補助及び交付金という中の地域農産物地場消費活動補助金50万円と地産地消推進事業補助金30万円、これ、ちょっと似ているようではございますけれども、内容がどの程度違うものなのか。

それともう1点、201ページの保安林植栽事業、工事請負費、植栽工事500万円ちょっと出ているんですけれども、この場所と面積ですか、どのくらい行われたのか、それを2点お尋ねしますので、よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 最初に、地域農産物地場消費活動補助金ですが、これは直売所協議会、市内に3店舗ある直売所の皆様が協議会をつくっているんですが、その協議会の活動に対する補助であります。

それから、地産地消ですか、これは旭地産地消推進協議会というのを組織しておりまして、主にお母さん方なんですけれども、そのお母さん方が、食育活動であったり、皆さんご存じ

のところで言うと太巻きずしの普及とか、そういったものをなさってくれておりまして、その活動に対する助成であります。幽学の里の交流事業などでもご協力をいただいたりしております。

すみません、保安林の植栽工事ですが、場所はちょっと詳しく分からない、神宮寺地先ということで、1本が植栽工1,600平方メートル、それから防風柵設置が44メートルということで、飯岡地先、萩園公園の場所が防風柵、それから神宮寺の、場所はこれはどこですかね、ほとんど駒込浜に近い所ですか、そこで1,600平方メートルの植栽ということであります。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 説明資料のほうの63ページの中で、旭市商店街等活性化事業補助金、4団体に補助してありますけれども、これはおのおの皆違うわけでございますけれども、これは補助は基礎になる何かのものがあると思いますけれども、その辺、ちょっとお知らせいただければと思います。

それと、77ページ、谷丁場遊正線の中で、今、このような形で昨年度は行われたということでございますけれども、例えば用地取得等において、土地開発公社等が所有しているものがまだその中に、ここには出てきていないと思いますけれども、そういったものがあるのかどうか。それから、今後、そうでなくて直接買収するものがどのくらい必要になるのか、その辺、ちょっとお願いします。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 旭市商店街等活性化事業補助金の中身でございますが、これは活性化事業補助金交付要綱がございまして、交付要綱の中においては補助率2分の1と限度額が50万円というふうになっております。それぞれの事業につきましては、田町本町通り商店街につきましては、7月にサマーセール、売り出しを実施しました。そういった抽せん会等の部分、それから7月19日は歩行者天国を実施しまして売り出しをしております。そういったものの補助でございます。

それから、干潟駅前スタンプサービス会につきましては、12月1日から12月21日、歳末セール実施という部分の中での補助券を配ったり抽せん会を実施したものです。

干潟商業振興会、これにつきましても、同じように歳末の加盟店一掃セールというような

事業を実施しているところでございます。

それから、海上商業組合につきましても、スタンプ券2倍セール、特別交換会等、海上産業まつり等々に実施しているものでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えをいたします。

公社分がどのくらいあるかというご質問がありまして、実は今、累計していないもので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

（「あとでも」の声あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） そうですか。

それで、全体が1万3,936平方メートル、場所説明は省きますけれども、今の時点での買収率は62.38%、年度末です。残っている面積が、これは公社を除きます。公社を除いて直接これから買う、あるいはまた公社に先行取得をお願いする場合もございます。残りが5,243平方メートルという状況でありまして、後ほど土地開発公社の現状の先行取得分につきましてご報告させていただきます。

以上です。

○委員長（神子 功） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 先ほど高木委員のご質問の畜産環境総合整備統合事業の組合員数、21軒とお答えしましたが、誤りがありました。申し訳ありません。訂正させてください。肉牛農家3戸、それから養豚農家14戸、計17戸でありました。申し訳ありませんでした。

○委員長（神子 功） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 今の活性化補助金の中で、私、限度額50万円というお話をしましたが、海上商業組合については54万円という記述でございます。これにつきましては、旧海上町からの定額補助ということになっておりますので、その金額ということになります。それ以外については、限度額50万円の中の2分の1の50万円ということで実施しております。

以上です。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） それでは、お聞きします。

56ページのバイオマスの環づくりのこの1番から3番まで、聞いたことのないような堆肥組合があつて、私、三川に住んでいても、三川にこんな組合があつたのかなと。まず、この事業主体がどこにあるのか、もしあれば名前まで教えてください。

それから、ページ数63ページのプレミアム付共通商品券、今年度、緊急対策事業の中でちょっと事故があつたようなお話を聞いていますので、その対策はどの辺までなされたのか。

それから、この研修先、上海10名100万円というの、これは1人10万円になりますが、どのくらいの全体の旅費で行って、だいたいこれで間に合っちゃうのかどうか、そこまで、もしあれば。

それから、66ページの長熊釣堀公園の工事をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

それから、中央病院アクセス道路と、72ページなんですけれども、この物件補償11件の、もしあれば内容をお聞きしたいと思います。

最後に、このあさひ健康パークの件で、パークゴルフをやっている方から、職員が4名いると、一緒にパークゴルフをやって健康維持を保っている方がいるというようなお話を聞いたもので、ぜひ議会で聞いてくださいということなんですけれども。

○委員長（神子 功） 議案の審査は途中でありますが、ここで3時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） バイオマスの環づくり推進事業の3組合はということでございますが、この組合は補助事業を受けるための任意組合でありまして、ほとんどが農場の所在地、または処理施設等の建設場所の住所を使うようであります。また、名前につきましても、その地域の名前をとる例が多いようであります。

最初に、海銚堆肥生産組合につきましては、組合の所在は銚子市になっておりますが、施

設が旭地先にあるということであります。肉牛農家3軒の組合であります。名前につきましては、個人情報でありますので差し控えさせていただきます。

それから、トントン堆肥組合ですが、これは住所は三川で補助を受けております。養豚農家1軒と耕種農家8軒の組合であります。

それから、三川畜産環境整備組合ですが、これはやはり三川に住所を置いておりまして、養豚農家1軒と耕種農家5軒の組合であります。

以上です。

○委員長（神子 功） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは初めに、プレミアム付商品券でございますが、これについては、繰越明許ということで、数字的には21年度の決算に数字がのってくる部分でございます。

去る4月に発売しました期限つきプレミアム商品券につきましては、一部加盟店で不適切な取り扱いが発生したと。このことにつきましては、改善策について、旭市の商業振興連合会が主催ですので、その中で7月に対応ということで示されたものがございます。連合会におきましては、一部の人が大量に商品券を取得してそれを1加盟店で大量に利用されてしまったということを踏まえまして、防止策として要綱の制定をいたします。

主な内容としましては、購入限度額の設定という部分におきまして、次回もプレミアムが発行されるわけですが、そこから当てはめていきたいという部分で、購入限度額の設定、5セット5万円を限度というふうなものも今考えている。それから、購入表の導入ということで、ある程度、誰がどれだけ必要としたかという部分も記述しておくという部分。それから、使用限度額につきましても、今までは限度額がございましたが、1店舗50万円までという部分。それから、当然、自店での使用を禁止すると。プレミアム商品券を買って自分の店で使うという部分については禁止をするということであります。

それと同時に、罰則規定もある程度設けていきたいと。どういう罰則規定かというものにつきましては、一つに、加盟店の取り消し、それから返金を求めるといったものが考えられているという部分でございます。

具体的には、今申し上げましたけれども、市民の方が商品券を購入するに当たって購入限度額を守ってもらうため、購入表を用いると。規定数以上買えないようにするという部分、また、利用についても限度額50万円を設けるという部分で、多額の商品券を使えないようにするという部分でありまして、より多くの市民の方に行き渡るように、利用してもらえるよ

うにするというものでございます。

それから、2点目の海外研修補助金の内容という部分でございますが、これは商工業者の後継者の育成の一環という部分の中で、隔年で実施しております。補助率でございますけれども、研修生1人当たり経費の3分の2以内で限度額を20万円というふうに定めてございます。ですから、20万円の部分ということで、参加者が10名、これは平成21年1月20日から22日まで、研修先は中国の上海でございます。視察の内容でございますけれども、先進的経済政策や活性化事業についての視察ということで、上海の第一百貨店、それから八佰伴、マクドナルド、そういう部分の視察を実施したというふうに聞いています。

それから、長熊スポーツ公園の工事の内容をもう少し詳しくということでございますが、長熊のスポーツ公園の整備につきましては、大きく分けて二つございます。一つは釣堀の工事、もう一つはスポーツ施設の工事という部分がございます。長熊の釣堀の工事につきましては、堆積した土砂等を掘削しまして、老朽化した浮き栈橋をかけ替えるという部分でございます。発生土につきましては、土壌改良の上、親水公園の盛り土材として活用をしております。土壌改良の面積につきましては、9,917立方メートルということでございます。浮き栈橋については、7本の設置をしております。

それから、もう一つのほうの大きな工事としてのスポーツ公園そのものの工事でございますけれども、これにつきましては、5,000平方メートルの野球場の整備、それからゲートボール場の整備、これは2面でございます。あと多目的広場整備ということで、グラウンドゴルフもできる芝生の部分も設けてございます。それで、釣堀で多くの方が来場する場合は、そこも駐車場に使えるような形を考えてございます。そのほか、新しいトイレの建築、フェンス等を新しくしたという内容でございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、物件補償ですけれども、東西線Aで5件、南北線で6件ですか、いずれもハウス等、耕作施設の関係でございます。

○委員長（神子 功） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

初めに、先ほど日下委員のご質問のときに公社分についてお答えしてございませんでしたので、ただいま数字が届きましたので、お答えをさせていただきます。

公社の現在の先行取得分につきましては、32筆、7,020.55平方メートルでございます。こ

の土地につきましては本年度予算をちょうだいしております、順次買い戻す予定であります。

それから、林委員のご質問でございますが、健康パークの関係でございます。基本的に健康パークの運営につきましては、指定管理者である財団法人旭市福祉協会に委託をしているわけでありまして、当該臨時職員につきましては、福祉協会の職員の身分にあるということでもあります。

職員4人につきましては、一緒にプレーをしているというお話がございました。この4人につきましては、パークゴルフの認定指導員の資格を取らせております。ですから基本的には、初心者であるとかいろんな方々に対して、一緒に回って指導をするという立場もございます。その場合には必ずオレンジ色のTシャツを着ているということで、そういうルールとしております。

それから、その当該臨時職員でありますけれども、勤務体系がやはり複雑であります。やはり年中無休でありますし、時間もかなり長いという中で変則な勤務体系をとっておりますので、私は見たことないんですけれども、基本的にはその休暇の中での、あるいはその休みのときに回っているんだろうというふうに思っております。

以上です。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） よく旅行のパンフレットなんか見ますと、上海はこんなにかからないんですよ。ずいぶん高い研修旅行だと思うのがまず1点。

それから、長熊のスポーツ公園、これ何か発生土壌の関係でちょっとかかり過ぎちゃって、フナを買う金がなくなっちゃったような話がちょっと聞いたもので、その辺のところももう少し。

それから、土木のほうで、確かに中央病院のアクセス道路は便利になると思いますが、委員長の所が、私、いつ見ても舗装にならないで、何か建設課で委員長に恨みでもあって舗装しないとか何とかいうあれが、まあそういうことはないでしょうけれども、どうしてあの道路が舗装にならないのか、その理由をお聞きしたいと思います。

以上でお願いします。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 後継者育成のための海外研修、上海に行くのに金額がちょっと

高いんではないかというお話ですけれども、実際は行った中での部分でどういうことがあったかという部分の中で、自分たちはそれにどういうふうに生かせるかという部分があると思います。ですから金額につきましては、私どもとしては適切な金額というふうに理解はしております。

それから、長熊の部分なんですけど、工事のほうに金額がかかり過ぎてヘラブナの購入が減ったのではないかというお話でございますが、ヘラブナの購入につきましては、消耗品という形の中で当初予算組みをしておりますので、そのとおり15トンを入れております。

工事でございますが、確かに追加工事といいますか、実際、こういったものの改修という部分は実施したことはございません。それと同時に、その土壌自体を使うというエコの部分だという部分もありまして、そういった中におきましては、確かに金額的には追加工事が860万円ほど出ております。しかし、今申し上げましたとおり、ヘラブナにつきましては、当初の計画どおり15トンそのまま放流しております。

以上です。

○委員長（神子 功） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 場所は、構図は1.8メートル、現況は3.6メートルあるんですけども、アクセス道の南北線と併せて整備を考えております。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） 長熊に関しては、いつだったか、臨時議会のときだったかな、フナが足りないという要望書が各議員に配られまして、そういう経過がありました。

それから、舗装に関しては、できればなるべく早くやってください。お願いいたします。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） ヘラブナの入れた部分15トン、それが足りないという部分につきましては、確かにどれぐらいの量を入れればいいのかというのは非常に難しい部分でありまして、あそこを改修したときにいた魚については6トンでございます。6トンを、改修しますので、それを市内のほかの釣堀のほうに、市民の方に釣っていただくというふうにはほかへ回したわけですが、そのときには6トンでした。施設自体も、当初の施設の面積よりもかなり減っている部分もございます。その中で養魚業者等々からも参考意見を入れた中で、当初15トンという部分については適切だというふうに考えております。

ただ、現在、魚が釣れないという部分でちょっと悩んでいる部分はございます。魚を15ト

ン入れたときには、かなり量が、20キロとか30キロ釣れたんですが、時間とともに、釣り大会のときには200名以上の方が参加したわけですが、その中で100名ぐらいの方が釣れなかったという部分があります。

それにつきましては、今いろいろ検討している部分でございますけれども、今回、補正予算の中で魚の量を4トン増やしてございますけれども、やはりその施設改修をしたという部分については、かなりそこが落ちつくまで、環境が整えられるまでは3年ぐらいかかるという部分の話を聞いております。これについては、釣りをやる皆さんがそういう話をしております。魚についても、環境が変わるという部分もありますし、施設自体が今までの施設と違いますので、その沼の草についても、工事の中では草はなくなりましたし、ある程度草が生えてくるまで時間もかかります。

それから、野球場というかスポーツ施設のほうにつきましても、今までは舗装しておりましたけれども、すべて管理も行き届くようにという部分で舗装もいたしました。そういう水がすべて長熊のほうに流れてきますので、施設自体の安定までは3年かかるという部分がおおかたの話ですので、そういった意味では、3年ぐらいをかけた中できちんとしたものができればなど。

そうは言ってもお客さんはいるわけですから、釣れる方法という部分でいろいろ考えた中では、当初入れたときには、さっき言いましたけれども、15トン入れたときには20キロとかそういうふうに釣れたわけですので、魚を入れれば釣れるんだという話がありまして、そういった意味の中では、当初予算で考えています。今年の4トンでは足りないだろうと。これも地元の釣り組合の人たちとも相談した中で、もう少し量を増やそうという部分の中で今回8トンにしております。

魚を入れれば釣れるという部分がございしますが、その試しではないんですが、10月18日に無料で釣り大会を実施して、そのときに、2トン入れた中でどういう状況になるのかということで、そういったいろんな手法を考えてみますので、もうしばらく見てもらいたいと、そういうふうに考えます。

以上です。

○委員長（神子 功） 林委員、よろしいでしょうか。

（「はい、ありがとうございました」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 一つだけ農水産課のほうにお願いしたいですけれども、米の力再発見事業でもって萬歳地区へ米粉の機械を入れたわけですが、何人ぐらいの人数で、今まで何キロぐらい入ったか分かりますか。

（発言する人なし）

○委員（嶋田哲純） 後でいいです。

○委員長（神子 功） それでは、ただいまの嶋田哲純委員の質問については、よく調べていただいて、後ほど分かるようにお願いいたします。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 先ほど農水産課長の中で、バイオマスの環づくり推進事業、個人情報の関係でということのお話がありました。これを見ますと組合なんですよ。だから組合だと必ず代表者があり、多分、組合を組織する時点で、利益の供与とか利益の還元とかいろいろと形を持ってこうやと思うんですけれども、それが個人情報に影響するということがあるんですか。代表者くらいは出せることはないんですか。

（発言する人あり）

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 組合員個々のお名前というのはやはり差し控えさせていただきたいと思いますが、補助を受けたのは、確かに代表者はいますけれども、組合の名前で受けておりますので、それでご容赦いただければと思いますが。

（「組合は任意組合だよ」の声あり）

○農水産課長（林 清明） そうです。

（発言する人あり）

○委員長（神子 功） 農水産課長、いかがですか。

○農水産課長（林 清明） それでは、組合長ということで、海銚堆肥生産組合につきましては、組合長は旭市岩井の伊ワブチさんという方です。トント堆肥組合につきましては、組合長は有限会社菅井物産。三川畜産環境整備組合は、組合長は市内のイトウカズコさんという方です。

以上です。

○委員長（神子 功） よろしいですか、日下委員。

ほかに質疑はありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 決算書の227ページの道路維持補修事業のところで質問をいたします。

今年度、道路維持補修事業ですけれども、1億314万7,650円でございますけれども、昨年度は1億2,691万9,800円ということで、マイナス2,377万2,150円ということになっております。その理由と、それから備考欄の13の委託料、道路補修委託料、今年度1,396万5,000円、昨年度は1,827万円ということで、430万5,000円の減、その理由と、それから15番のところの工事請負費、道路補修改修工事、今年度8,903万2,650円、昨年度が1億864万9,800円ということで、マイナス1,961万7,150円のその減の理由と、それから19の負担金補助及び交付金、私道整備助成金15万円でございますけれども、その内容を教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは先に、一番最後の私道助成金ですか、これは権田沼地先の側溝改修の関係で補助を出しました。あと金額が減っている面ですけれども、主なものは、執行残ですか、落札率が83%ぐらいになっていますので、主なものはその執行率で、工事的には、工事本数も全体で95本ぐらいやっておりますので、工事本数はそんなに変わっておりませんので、執行率で残額が出たものと思っています。

○委員長（神子 功） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 分かりました。ありがとうございます。

それと、決算書の229ページの備考欄、3の交通安全施設維持補修事業でございますけれども、こちら今年度1,416万4,266円、昨年度1,933万5,939円ということで、やはりマイナス517万1,673円になっておりますけれども、やはりその辺の理由も教えていただきたいと思います。

○委員長（神子 功） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） やはり主なものは執行残と、あと安心歩行エリアの補助金か何かがなくなった関係じゃないかと思っておりますけれども、それは去年も安心歩行エリアの補助金がありましたので、その関係が多分なくなったのが要因だと思いますけれども。

○委員長（神子 功） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（神子 功） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 先ほど嶋田委員からご質問のありました米粉の機械ですが、これ21年度供用開始です。8月までで利用者が市内39人、市外8人、合計47人で、760キロの米を粉にしているということでもあります。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） じゃ、1点だけ伺わせていただきます。本当は5点ぐらいたったんですけども。

説明書の67ページ、地籍調査事務費、先ほどもちょっとお話ししたんですけども、秋田・萬力地区の地籍調査でございます。旧干潟町でこの国土調査をずっとやっていたんですけども、現在までの進捗状況を教えていただきたいと思います。それであとどのぐらいで終わるのか、よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 現地調査は平成20年度で終わっております。干潟地区ですね。あと今後、地権者の同意をもらいまして、県から国に認証の手続きをしまして、その後、法務局に登記申請をするような段階になっておりますけれども、最終的には、今の予定では23年にすべて終わるような予定ですが、平成23年ですか、それで一応、干潟地区に関しては全部すべて終わるような形に手続きが進んでおります。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 現地はもう終わっていますから、それからあと県を通して国に認証を受けますから、その関係で少しずれますので、その関係で23年には終わると思います。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） ありがとうございます。

そうすると、もう干潟地区の現地調査は終わったと、あとは登記が23年で終わると。ほかの地区はどうなんでしょうか。ほかの、要するに旭、海上、飯岡地区、全部終わっている、その辺。やっていないでしょう、そうでしょう。お願いします。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今年度から鎌数地区を始めるような形で準備しておりますけれども、

ですから、その後どうなるかはまだ、初めて干潟地区が終わりまして、今度、旧旭地区の鎌数地区から始めますので、これからどういうふうな形で回っていくのか、ちょっとまだ予想はできませんけれども。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） ありがとうございます。

そうすると、この国土調査はほかの地域では全然手つかずなわけですね、ゼロですね。これから始まるわけですね。

（発言する人あり）

○委員（柴田徹也） ああ、そう。

それで、いずれにせよ、何年かかってもこれはやっていくわけですか。その辺は見通しはどうなんでしょうか。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 全域をやると何か110年ぐらいかかるらしいんですよ。これから干潟地区を除いて全域を、新市の旭地区をやると100年以上かかるということですので、とりあえず今のところは新たに増えた干潟地区が終わりまして、旭の鎌数地区を始めますので、今後どういうふうになるかはちょっと分からない状況なんですけれども。

（発言する人あり）

○委員長（神子 功） ちょっと待ってください、全部聞いてから。

○建設課長（北村豪輔） この辺でやっているのは、あと東庄町とか山田町だとか、今の香取市ですか、幾らもないと思うんですよ。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） はい、その近くですね。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、5款労働費から8款土木費までの質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの担当課はここで退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時14分

再開 午後 4時18分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで会議に入ります前に、先ほど議論がございましたけれども、企画課より成果品ということで資料が届いておりますので、事務局より配布いたさせます。

（資料配布）

○委員長（神子 功） なお、ただいま事務局より配布いたしました内容につきましては、内容的に、質疑をするということではなくて、これからの参考にしていただければと思いますので、よろしくご配慮のほどをお願い申し上げます。

続いて、9款消防費から14款予備費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、9款消防費の主な事業についてご説明申し上げます。

なお、主な事業五つのうち耐震貯水槽、消防庫、団車両の3事業につきましては、3日の本会議におきまして財政課長から説明してございますので、2事業について補足説明を申し上げます。

初めに、決算書の255ページをお開きください。

備考欄4の消防車両整備事業でございます。11節需用費ですが、修繕料として、平成2年度に整備しましたはしご車の安全性を確保するためにオーバーホールを実施いたしました。

次に、257ページをお開きください。

備考欄下段の3でございますけれども、消防団施設強化事業でございます。11節需用費では、消防ホース、活動服の購入です。それから18節備品購入費では、消防防災用備品費として防火衣一式、無線機器、資機材庫を購入いたしました。

以上で9款消防費に関する補足説明を終わります。

○委員長（神子 功） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課からは小・中学校の耐震補強工事等について補足説明を申し上げます。

決算書の275ページでございます。

275ページの備考欄4番、事故繰越しに伴う小学校大規模改造事業1,986万4,000円は、豊畑小学校屋内運動場の耐震補強工事でございますが、入札不調があったため工期を6月まで延長したものでございます。

続きまして、備考欄5番、中央小学校改築事業でございますけれども、572万2,500円は、北校舎の改築に伴う耐力度調査及び第二次耐震診断調査委託料等でございます。

なお、これは歳入がございまして、33ページの土木費の国庫補助金205万円の中に201万円が入っている予定でございます。

続きまして、277ページでございます。

277ページ、備考欄6番、矢指小学校改築事業2,612万1,070円は、学校用地4,540平方メートルの購入及び第二次耐震診断調査委託料でございます。

次に、285ページでございます。

285ページ、備考欄4番及び5番の第二中学校改築事業の合計13億8,514万5,867円は、校舎改築、旧校舎解体、屋外運動場整備事業及び学校用地1,815平方メートルの購入費でございます。

なお、歳入につきましては、33ページの教育費国庫補助金3億1,150万5,000円でございます。

なお、中央小学校北校舎及び矢指小学校の第二次耐震診断調査につきましては、構造耐震指標は両校とも0.3を下回ったものの、コンクリート強度が基準を上回ってしまったため、補助率2分の1へのかさ上げはされないこととなりました。

また、小学校改築事業の説明資料は95ページ、96ページ、第二中学校改築事業に係る説明資料は101ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

庶務課からは以上でございます。

○委員長（神子 功） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課の主な事業の補足説明を申し上げます。

決算書269ページをご覧いただきたいと存じます。

最初に、沖縄交流事業でございます。本事業は、旭市と沖縄県中城村の児童が相互に訪問し、さまざまな交流を通して郷土の文化や歴史、自然を学び、相互理解と友好親善を図るとともに豊かな人間性や社会性を培い、21世紀を担う視野の広い人材の育成を目的とするものでございます。

7月23日から25日までの3日間、沖縄県を訪問し、中城村からは2月18日から2月20日までの3日間、本市を訪れていただいたものでございます。

続いて、決算書279ページをご覧くださいと存じます。

小学校教諭補助員配置事業でございます。本事業は、小学校の担任教諭をサポートし、個に応じたきめ細やかな指導及び特別に支援が必要な児童への指導を充実するための補助教員を配置するものでございます。おかげさまをもちまして、学習時落ちつきのない児童への個別指導や基本的学習習慣の定着が図られたところでございます。

続いて、決算書279ページをご覧くださいと存じます。

放課後児童健全育成事業、本事業は、小学校低学年1年生から3年生で、下校後、保護者または保護者に代わる者がいない児童に対して生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものでありまして、事業内容としては、14か所の児童クラブに指導員46人を配置してございます。子育て支援と児童の健全育成及び事故防止を図ることができたところであります。

続いて、287ページをご覧くださいと存じます。

中学校教諭補助員配置事業でございます。本事業は、先ほど補足説明申し上げました小学校と同様、中学校の担当教諭をサポートし、個に応じたきめ細やかな指導を図るために、少人数指導及びチームティーチングを展開するための補助員を配置したものでございます。

最後に、289ページ、課外活動支援事業でございますが、課外活動、いわゆる部活動の支援を通じて地域の人材活用を図るとともに、多くの生徒が、技術の向上を図るということを通して、スポーツや文化活動の楽しさ、爽快感、達成感を体験することができ、課外活動の活性化、競技力の向上を図ることができたところであります。

説明資料につきましては、93ページから103ページまでの間に記載をさせていただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから3事業につきまして主な事業を補足して説明をいたしたいと思えます。

決算書297ページをお願いしたいと思います。

初めに、文化振興事業ということでございます。この事業につきましては、市民が優れた舞台芸術や美術作品、伝統芸能等を鑑賞する機会を提供いたしまして、市民の文化意識の高

揚を図るため実施するものでございます。特に市民参加型の音楽祭、あるいは芸術鑑賞といましては、昨年は中村雅俊コンサート等を実施したものでございます。

そのほか、負担金補助及び交付金につきましては、市民の文化意識の高揚を図るため、東総文化会館を利用いたしました市内の16団体に補助金を交付したものでございます。補助率は2分の1以内でございます。

そのほか、学校音楽鑑賞教室事業、また、あさひ少年少女合唱団への補助金でございます。報償金につきましては、あさひ少年少女合唱団講師への謝礼金でございます。この事業につきましては、入場料収入を見込んでおりまして、その財源に充てるものでございます。

次に、大原幽学遺跡史跡公園管理費でございます。決算書321ページでございます。

この事業につきましては、国指定文化財でございます大原幽学遺跡を含む公園の維持管理費に係る経費でございます。特に平成20年度につきましては、公園に隣接いたします大原幽学遺跡の耕地1万2,665平方メートルの水田を購入したものでございます。購入費用につきましては1,266万5,000円、筆数は11筆でございます。

なお、購入費につきましては、国庫補助事業を見込んでおりまして、その購入費の80%が国庫補助に当たるものでございます。

次に、大原幽学遺跡「旧宅」の半解体修理工事についてでございます。決算書のほう、321ページでございます。

この事業につきましてはご案内のとおりでございますけれども、平成19年度から4か年事業で行っているものでございます。平成20年度につきましては、屋根工事、これは銅板ぶきになります。それと建具工事、これは引き戸等の補修になります。また、左官工事につきましては、壁等の補修でございます。雑工事につきましては、外壁塗装といったようなことで、そのほか表門の一部の工事を行ったものでございます。

特に工事請負費につきましては、2,160万8,500円の実績となっております。

なお、この事業につきましても、国庫補助対象、また県費補助対象になっておりまして、国が50%、県が25%、合わせまして75%の補助をいただいたものでございます。1,716万円の補助金を充ててございます。

なお、本年度ですけれども、これはふすま、あるいは表門等の工事を現在行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） それでは、国体推進室の決算についてご説明を申し上げます。

まず、歳出のほうですけれども、決算書の325ページをお開きいただきたいと思います。

備考欄の3番、国民体育大会開催事業費のゆめ半島千葉国体実行委員会補助金600万円でございます。この内容につきましては、実行委員会の運営費やリハ大会、国体の開催準備に要する経費への補助金でございます。

この補助金に対しまして実行委員会のほうの決算につきましては、5月18日の委員会の総会で承認いただいたとおり、歳入は、市の補助金600万円と前年度繰越金28万3,127円の合計628万3,127円、歳出は、実行委員会の運営費としまして62万1,838円、また国体推進費として517万6,366円で、合計579万8,204円が歳出となっておりまして、差し引き48万4,923円を実行委員会としては翌年度へ繰り越すということで承認をいただいております。

補助金につきましては以上でございます。

続きまして、決算書329ページの備考欄の4番、総合体育館の改修事業につきましてご説明させていただきたいと思います。

これにつきましては、説明資料の108ページをご覧くださいと思います。

これは、平成22年度に開催される国体のほうの競技会場としての既存施設の改修を行ったものでありまして、内容は、総合体育館の改修事業に670万9,500円、それから仮設のプレハブを建てるための場所の樹木の移植に23万4,150円、それから国体推進室の場所移動に伴う照明等の増設に24万8,850円、合計719万2,500円を支出したものでございます。

それに対しまして歳入のほうでございますけれども、歳入、決算書の39ページです。そちらに、中段の下に、第65回国民体育大会市町村競技施設整備補助金とございますが、これが300万円で県のほうから収入しておりますが、これは総合体育館の改修工事670万9,500円のうち、補助対象となる工事に伴いまして県のほうから補助金として歳入したものでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、最後になります。決算書の342ページをお願いいたします。14款の予備費です。

予備費の充当なんですけれども、3,694万5,000円を行っております、20年度に。これは、2款の総務費10件、それから3款の民生費、これは子育て応援特別手当の給付事業などの15件、それから衛生費、これは塵芥処理施設の運営費などで3件、それから5款の労働費へ職

業相談室の運営支援事業などで2件、それから6款の農林水産業費については、農産加工施設の維持管理費へ1件、7款の商工費につきましては、中小企業金融対策事業などへ9件、8款の土木費につきましては12件、9款の消防費につきましては9件、10款の教育費につきましては13件、13款の諸支出金、これは土地開発基金の繰出金、これは利子の分ですけれども、2件、合計で76件でこの金額を充当してございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

会議時間の延長

○委員長（神子 功） おはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（神子 功） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○委員長（神子 功） それでは、9款消防費から14款予備費までについて質疑に入ります。質疑がありましたら一括でお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 2点ほど、聞くというよりも、よかったかと、一般財源、そういう意味でちょっと質問します。

まずは教育長、初議会ご苦労さまです。

その中で、教育長、この小学校の補助教諭、中学校の補助教諭、去年もこの席で前教育長にちょっと言ったんですよ。これ、すごく先生方が喜んでいるんですよ、各学校、聞いて歩くとな。欲言え、もっと欲しいなという意見もあるんです。本当にこういうことは旭市独自の一般財源だけれども、ぜひ頑張ってもらいたいと、そういう問いかけでございまして、きょうはわきに財政課長がいるから、来年度もしっかり頑張ってください。そういう

あれですから、ひとつ頑張ってくださいいたします。

○委員長（神子 功） それは要望ですか。

（「要望です」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 景山委員が要望として今、小学校、中学校の教諭補助員の話が出てきましたけれども、これにつきましては、20年度は小学校の補助員が9人ということの中で、中学が、人数的には書いてありませんけれども、その市の総合計画の中を見ますと、これは平成19年から28年度の計画なんです、教諭補助員の配置数ということで、現状は13人だと。平成19年の段階だと思いますが、13人。目標としては、5年後に22人にするんだといったような目標が設定されているわけなんです、中学が今何人か分からないんですけれども……

（「2人」の声あり）

○委員（島田和雄） 2人か。2人ということは、今11人。ということは、2人減っちゃっているんですよね。

ですから、今、景山委員がおっしゃいましたけれども、現場の先生方からは喜ばれていると。実際、問題のある子どもに対応していただければ、それ以外の方については円滑な授業ができるといったような、こんなこともあろうかと思しますので、一般財源だけでやっているわけで、なかなか市としては大変だと思いますけれども、こういったこともぜひ私としてもお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 学校教育課といたしましては、お二人の委員さんのご意見、大変ありがたくちょうだいいたしました。

子どもたちの学校の要望に対応すべく、補助員を対応して配置をさせていただきました。今後も、児童の学習の安定のために、そして少人数教育によってその学力を向上させるために必要な事業と考えております。ぜひ今後とも必要な人数を配置しながら子どもたちの授業改善等々に努めて参りたい、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 島田委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 資料の93ページの沖縄交流事業について少し詳しく。

この子どもたちの人選はどのようにしているのか。もうこれは旧飯岡時代から何年くらい継続しているのか。また、これによって何か効果が、沖縄の卒業した方がこちらへ来ているとか、何かいろいろ分かることがありましたらお聞きしたいんですけども。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、林委員の質問に対してお答えを申し上げたいと存じます。

現在行っております沖縄交流事業、お話にありましたように、かつて飯岡町にサトウキビをお送りいただいたというようなことから交流が始まった、いわゆる上原清善氏との事業、これが新市になって引き継がれたものでございます。平成18年度から新たに締結をいたしました形で5か年の計画をもちまして、市内20校の5年生を毎年3校ずつ、計20人ずつを研修のために中城村を訪問させていただいている事業でございます。

1つのその日程等について簡単に述べさせていただきますと、まず、那覇空港から一番最初に行く場所は平和祈念公園でございます。その中で各学校が、子どもたちがみんなで作りました千羽鶴、これを房総之塔とおっしゃいますか、千葉県からの戦没者の皆様にまず奉納するようなことから始めまして、平和教育を含めて、中城城、これは世界遺産に登録された旧跡を見学し、そして夕方からの子どもたちの交歓会というような形で進めているものでございます。また、2日目には、旭市にはない、また違った海を体験するというような経験もさせていただくように事業のほうを計画しております。

子どもたち、昨年で3回目、本年が4年目の事業として進めてまいったところでございます。大変、子どもたちの感想の中では、平和に対する思いであるとか、または沖縄県の温かい気候の中での生活の様子であるとか、そういったものに対しての記録、これを記録だけではなくて記憶にも深くとどめていると、そのようなことを感じている次第でございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 学校教育課長、今、3校20人、毎年行くというんですが、質問の中に、人選はどのようにしているかということについてご答弁願います。

○学校教育課長（平野一男） 申し訳ありません。落としてしまいました。

それから、1点、ちょっと訂正をさせていただきます。20校の5年生と申し上げましたが、

小学校15校でございます。15校を5年間3校ずつでまず配置をさせていただいております。

それから、子どもたちの人選でございますが、これにつきましては、各学校にお任せをさせていただいているところでございます。学校の児童数の多い少ないもございますので、その辺につきましては、大きく教育委員会のほうで配置をさせていただいて、その中で各クラス、担任の先生を中心に、また子どもたちとともに話し合う中で人選をしていると、このように伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） お話を聞くと、大変すばらしい研修に思われます。ですが、子どもたちはそういうようなあれがありますけれども、親たちは、なぜうちの子が行けないんだろう、お金を出しても連れていっていただきたいという声も聞くんですよ。この中城村は村ですから、だいたい、全部の生徒が、私は内容は分かりませんが、来れる状態にあると思うんですよ。ところが、旭市の場合、そういう十何校の場合にはこぼれる生徒が多いわけですよ。そうすると、そこで子どもたちの中ですごく不公平感があるというような親の意見を聞きましたから、やるならやる、やめるならやめる、そういった、最初に私が質問したときに、何か特別、もう十何年ちょっとたつでしょうから、何かありましたかとお聞きしたんです。そのことに関しては全然答えがありませんでした。だからこの2点をお聞きいたします。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 詳しい経過で分からない部分も正直あるわけでございますが、今、不公平感、または、やはり沖縄に対する子どもたちの思い、こういった中で、各学校、人数を制限していただいているということについては、大変、正直なところ心苦しい思いを持っております。

ちなみに沖縄のほうから本市を訪ねていただける子どもは、2校の小学校がでございます。規模的には結構大きな学校でございまして、400人、500人というような学校がそれぞれ2校ございます。そこから合わせて12名、やはり5年生を6名ずつ本市に招いている、おいでいただいているという現状があります。

それから、この事業は、先ほど申しましたように、新市になってから新たに締結をして5年というようなことの中で、5か年の中で3校ずつというようなことで、私、承っております。

す。何かあってということについては、正直なところ、私、分からないわけですが、上原先生のその思いと飯岡町でのサトウキビで始まったああいった交歓が、新市になって子どもたちの中でそういった思いをさらにはぐくむというような中での事業と、このように伺っております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） やはり生徒にはすごく不公平感が生まれているような意見を親から聞くんですよ。だから、もしできれば、これを続けるならば、修学旅行なんかをそこに向けるとか、何かを利用してできるような方策をとっていただければ。行けなかった生徒は、ずっと、おれはあるとき行けない……、先生が、だってあれでしょう、そのとき、子どもで行けなかったらどうしても苦い思いををすると思うんですよ。もしその辺の解決策がありましたら、これで最後にしますから、どうぞお願いいたします。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 本年、21年度に第4団が編成されて7月に行って参りました。来年が第5団でございます。一応、最終年という締めくくりの年になろうかと思えます。そこまでまず計画的に実施をさせていただきまして、総括的な反省を基に、これ以降のことについてはまた考えて参りたいと思えます。

修学旅行をそこに当てるというのも一つの方法ではあるかと思いますが、これは保護者の皆様方の負担等々も考えなければならないことと、このように考えます。

大変温かいご意見をちょうだいいたしました。ありがとうございました。

○委員長（神子 功） 林委員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） それでは、2点ほどお尋ねをいたします。

決算書の333ページ、第一学校給食センターの賄材料費、真ん中辺にあります。1億7,132万485円、続いて、335ページの11節の賄材料費、これ第二給食センター、9,400万円ちょっと、それから次のページ、337ページ、第三学校給食センターの賄材料費2,977万3,000円、合わせますと結構な額、約3億円近い額になるんですが、食育の観点からと、それから地産地消の観点からお尋ねしたいんですが、この2億9,500万円かそのぐらいいくと思うんです

けれども、その中のこの地元の占める割合というのはだいたいどのぐらいなのでしょう。

それともう1点、先ほどの島田委員のお話の補助員の話ですか、それで本来だったらもっと増えているという話、私はちょっとその辺は分からなかったんですけど、本来だったら、島田委員、あれですよ、計画でもっと多くなる予定だったという話でございます。21年度の予算書を見てみると、小学校の補助員のほうは今年よりも少なくなっているのかな。若干少なくなっていると思うんですね、今年よりも。それで中学校のほうは、20年度より21年度のほうは若干増えているかもしれませんが、全然、目標がもっと高いのに予算が低くなっているというのは、これはどういうことなんでしょうか。

もうじき来年の話がありますから、何しろ市長は米百俵という話ですから、ですから、そういう意味で今ちょっと伺うところでございます。よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） まず、1点目にお尋ねの地産地消の観点から、地元の食材については、ちょっと今資料を準備いたしますので、お待ちをいただきたいと思います。

補助員の件についてお答えを申し上げたいと存じます。

計画では、確かに22名を5年後にというようなことで進めていく中での配置でございます。小学校の補助員、昨年度は延べ9人、うち1人は英語科の外国語の指導補助員という立場で仕事をさせていただきました。また、中学校のほうでは、先ほど申し上げましたように、ティームティーチング、それから、どうしても補助を必要とする子どもたちを中心というようなことで仕事をさせていただいたところでございます。教員の免許状を保有する補助員をというような観点から、授業に深くかかわっていただくという点からも、人材の確保にも大変苦勞するところでございます。ただし、専門性を持った方ですので、授業の中でこれを生かすことが可能であろうかというふうに思います。そういった面から、さらに人を配置できるよう、人員の確保に努めて参りたい、このように考えるところでございます。また、各学校の要望を受けながら、これについては財政課のほうとも相談をして参りたいと、このように考えるところでございます。

続きまして、1点目にご質問いただきました地産の食料ベースでございます。第一給食センターでは、市内産の食材ベースは24%、旭市内を含みます、要するに県内産というものでは58%の材料ベースでございます。同様に、第二給食センター、市内産43%、県内産63%、第三給食センター27%、県内産53%、3センターの平均で申し上げますならば、市内

産で31%、県内産を58%というふうなことで現在使用させていただいているところでございます。

今後とも地産地消に努めて、安心・安全な旭市の食材を子どもたちの食育のために使って参りたい、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） ありがとうございます。

今そのお話をさせていただくのは、とにかく新しい明智市長も、米百俵の気持ちで取り組むんだと、教育は国の百年の計だと、こういうことでございますから、教育予算も増やしていくということでこれははっきりうたわれているわけですから、どうぞその辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

もうじき来年度の予算の編成が始まると思います。実際、この議会としてその来年度の予算に取り組めないわけでは、でき上がったのを我々は見させてもらうわけですから、その辺のことを今話したくてちょっと今マイクを握っております。お許してください。

この間の話の中にもありましたけれども、元旭市でやっていたかがやきプランというのがあったそうでございます。それを今度取り入れて、もっとそれを充実させるんだという市長のお話でございます。全く私はすばらしいと思います。その当時の内容をよく分かりませんが、校長からこんなふうに使いたいということで申請がされて、それを審査して出したという話を聞いておりますけれども、ある程度、どんなものに使いたいのかというその目的は出させたとしても、そんなにぎちぎちに締めないで、どうぞおまえらの使いたいように使って子どもをよくしてくれということで、ぜひ大盤振る舞いでひとつその辺は編成をしていただきたいということで要望して終わりたいと思います。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 教育課長、生徒においしいものを食べてもらうのはいいことだけれども、収入未済額が多いですね。これ何かいいアイデアはないものですかね。家庭訪問でもいろいろ考えてもらって、まずこれですよね。親はよくないですね。私らも払っていないから、私も払わないべという親がだいぶ多いそうですので、親が教育が悪かったからこういうことになっちゃったかね。ひとつその辺をしっかりと頭の中に入れて、教育委員会全体で考えてください。課が違うと言わないで、生涯学習課長も庶務課長も皆さん一緒に考えて、この未

済額を減らすように来年度頑張ってください。

それは要望で終わりですから。

○委員長（神子 功） 要望でよろしいですね。

（「いいです」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

高木武雄委員。

○委員（高木武雄） それでは、二・三質問させていただきます。

92ページ、防災行政無線統合整備事業について、これは去年の分で、それで今年の分……

○委員長（神子 功） 高木委員、今、説明書の92ページですね。

○委員（高木武雄） はい、すみません。関する説明書の92ページでございます。

それで、今年度やって、だいたい旭市が全部終わると思いますけれども、そうした中において、戸別受信機の聞こえが悪い、あるいは屋外受信局を置くというのは、これはスピーカーで発信するやつですか。その数は今までより減ったような感じがすると、そういうような、住民からいろいろ話がございます。この戸別受信機の受信不良はどのように解決していくのか。それと、屋外受信局の減ったか減らないかちょっと分からないけれども、減ったのであれば、なぜそのように減ったのか。

その2点と、それから教育関係で、97ページ、先ほどから議論になっています補助教員でございまして、これ、中学校も小学校も一緒でございますけれども、課長の説明では、要望があったところというような感じでございましたけれども、ここに出ている以外の小学校、中学校はその要望がなかったのか、これは要望がなかったからやらなかったのか、予算がなかったからやらなかったのか、その辺をお伺いいたします。

それともう1点、大原幽学の解体修理事業、106ページですか、これ、大変たくさんの予算をつぎ込んでいただいて修理していただいて、本当に我が地元の文化財として大変喜んでいらっしゃるでございます。

そうした中において、何か解体修理の中でかなりの文化的価値のあるものが発見されたとか出てきたというようなことを新聞でちょっと見聞きしたんですけれども、今後、そういうものをどのような形でどのような方法に保存されるのか、その出てきたものは現在どういうふうに取り扱われているのか、そのことをお伺いいたします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、決算資料の92ページの防災行政無線に関連しましてということでございます。

屋外子局の数の減った分とその聞こえない分、相関関係もないということはないんですけれども、まず1点目の数でございますけれども、これは前の旧1市3町全部足したもののときには118か所ありました。この新しい統合した整備では一応112か所ということで、6か所減ってございます。ただ、デジタルということで前のものよりは性能がいいということで、あるいはつける位置を高台にしたりということで、その電波のエリアは相当前よりカバーしているというところがあるんですけれども、その聞こえにくいという部分は確かに私どもも聞いております。それは聞こえる部分が広がって、たまたま位置を変えたために、今までよく聞こえていたところがちょっと弱くなったという、そのいろいろな部分の要素がございまして、ご迷惑をかけているところがございます。

その子局についてどういう対策かという、これはもう既にいろいろ市民の皆さんからご要望をいただいたときにはすぐ対応しておりますけれども、そういった場合には、一番最初は家の中での位置の、窓ですとかそういったものをやっていただいて、それで入らないという場合には全部外部アンテナ、これをつけさせていただきます。この外部アンテナは全部市の負担でつける。それで、聞こえないところがないようにということで今やっております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、高木委員からお話がありました教員補助員の件について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、他校から要請はなかったのかという件でございますが、就学指導、いわゆる新1年生を迎えるに当たっての秋から冬にかけて準備に入ります。そういった調査等で、各学校から、より緊急性、または必要性のあるものというものを順に調べまして、そういう、より必要性のあるもの、または緊急性のあるものというようなところでつけさせていただいたということでございます。したがって、全く他校から要請はなかったということではございません。学校での授業の実態を想定いたしまして、ここの学校になるべく人をつけたほうがいだろうというような判断でさせていただきました。

また、英語の指導員、兼務をしながら3校ほかに配置させていただいたところでもあるわけでございますが、それはまた年度途中での支援要請があった場合には、その先生方を他校にも振り分けながらというようなところでご活躍いただいたという現状がございます。した

がしまして、新1年生を主に迎えるに当たって、そういった要請からこの事業の人の配置をさせていただいたというのが現実でございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、大原幽学の関係でございます。

高木委員ご指摘の新発見資料についてでございます。この発見された経過でございますけれども、解体修理中ですけれども、昨年12月ですか、これは西側になるんでしょうか、祭壇がございます、中へ入りまして。その上部のほうですけれども、かぎがかかったところがございます、今までこれはあけられていなかったというのがちょっと不思議なくらいですけれども、これを解体修理の中であけましたところ、小だんすが出てきたということが一番大きな新発見でございます。この小だんすの中にはいろいろなものが入っていたわけですが、107点の資料が発見されました。主なものは、幽学自筆の書簡等でございます。

この取り扱いですけれども、現在、顕彰展という形で、昨年、シマダさんという方からご寄附をいただいた中で、重要な資料を少し直しまして、それを含めて顕彰展を今実施しておりますけれども、その中でも展示をさせていただいております。

この今後の取り扱いですけれども、この新発見を受けまして、8月26日ですか、文化庁が実は視察に来ました。私どもも同行したんですけれども、丸一日ぎっしり、3名の職員が来まして内容を精査していきました。私どもは、できればこの追加の国指定の重要文化財に指定さればなという思いで一日お付き合いをしたわけですが、そういう方向で実はいいんじゃないかなというふうに考えております。

ガラスケースに入れまして2階展示室に、この新発見された資料につきましては展示をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） 防災無線の関係は、そういうことで一日も早く、難聴地帯と申しますか、聞こえないところを補正というか、直していただきたいと思います。

それで、学校の補助員、これはやはり要望に全部沿えないということは、これは漏れた学校が、また教育機会均等といいますか、そういう面で非常にまずいというか、なると思いますので、できるだけ、先ほどの話じゃないんですけれども、予算をとって要望に応えるようにお願いします。

それと大原幽学の文化財でございます。出た資料はかなり貴重なものと思われるもので、

これは国指定の文化財になるように市のほうからも働きかけて保存をしていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（神子 功） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 時間延長しましたから、少し。内容は簡単です。

ひとつお聞きしたいのは、庶務課長の関係になるかと思います。二次診断をやった結果、2分の1の補助にならなかったということになると、補助率がもっと低くなるということですよ。そうしますと、二次診断のその費用というのは、どっちかというは無駄になっちゃったと、そういう形に。簡単でいいですからね、その辺は。

それともう1点、矢指小学校、土地の取得がございます。それらの不動産鑑定をしてあると思いますので、その不動産鑑定が幾らになっていたのかをお願いします。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、お答えを申し上げます。

まず、中央小と矢指小学校の二次診断の件でございますけれども、先ほどの補足説明でも申し上げましたとおり、いわゆる0.3というところはクリアをしたんですけれども、コンクリートの強度について、どうも基準を上回ってしまったということから、これは両方のクリアをしないと2分の1にならないということで、ご指摘のとおり、歳入が200万円ありますけれども、差し引き四百何十万円の額が無駄になったということになれば、無駄になったという、そういったことになりますけれども、これはまた一方でやらなければ分からないということもございますので、無駄という言葉が適正かどうか分かりませんが、調査の必要はあったということで我々は判断し、調査をさせていただきました。

以上でございます。

（「補助率」の声あり）

○庶務課長（浪川敏夫） 補助率は、基準を上回れば2分の1になると。通常のは3分の1ということでございます。

それと矢指の土地の取得の件でございますけれども、鑑定が、近隣の土地、宅地といえますか、それが約500万円程度でございます。それと比較して今回交渉をさせていただいたと

いうことをございまして、450万円という額で成立をしております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） 不動産鑑定の結果が500万円と、それを50万円安く買わせてもらったということ。450万円くらいですよ、これね。50万円安く買えたということになるのかな、こういうあれしちやえば。

例えば、庶務課長、海上中学、あるいは公園の所をやりましたよね。当時、不動産鑑定やったときに、公園は150万円、中学校が130万円、3倍を出したんですね、あのとき。この不動産鑑定って、公的な所の不動産鑑定というのは、何かそこに目標を定めた中に合わせているような感じがあるんですよ。例えば、今、たまたま500万円の不動産鑑定を450万円で買えたんだから、安くなったということか分かりませんが、田んぼですよ、これ。田んぼの不動産鑑定をしたでなくして、周辺の宅地の不動産鑑定と、それに該当させたということですね。じゃ、それはそれでいいです。

それと、多分これが私としては最後になりますけれども、いろんなこの決算、財政課長、あとは特別会計のほうは出ないんですね。出るは出るんですか。いやいや、いいです、今、初めにやりましたので。例えば市長が新しい事業をそれで組みますと。そうしますと、新しい事業でやるとまた財政的な裏づけも必要になるものについては増えてしまうんですよ、その新しい事業の取り組みのことについては。その際にはどこか必ず締めなければならないところが出なければ、財源がちょっとできなくなると思うんですよ。であるから、無駄なものはやった中で新しい財源を生むと、そういう形を確かにやらなければ、このままでどんどん新しい事業、新しい事業とやっていた場合には、恐らく今のままでできなくなると思いますので、その辺をしっかりと財政のほうでお願いするように要望しておきたいと思います。

○委員長（神子 功） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 遅くしちゃって申し訳ないですけども、お疲れのところ。ちょっと教えていただきたいと思います。

決算書の253ページ、消防費のほうで、一番上の消耗品費ですか、1,313万円、これは内容をちょっとどんなものなのか。

それから、同じページで職員研修負担金549万円、約550万円ですけども、内容を教えて

いただきたいと思います。

それから、255ページの消火栓維持管理負担金729万円、これ、数。予算は500万円だったみたいですが、220万円ほど増えていますので。

それから、この先ほど説明いただいたんですけども、消防車両整備事業2,728万円というやつですね。はしご車だという話ですけども、本体がどのくらいで、どんな修理をするのか。2,700万円というところかなり大きいので。

それから、257ページは……、いいや、パス、ごめんなさい。時間があるので。

259ページの消防自動車整備点検委託料192万円、多分、月16万円ということなんでしょうけれども、その契約内容ですね、どういうふうになっているのか。

それから、飛びます。それで、329ページ、給食センター関係職員給与費です。これ、予算では29人になっているんですよ。3人増えて、金額的に約1,000万円くらい増えているんです。多分、内容、ちょっと分からないんですけども、去年は27人、今年度の予算も27人だと思うんですけども、29人かな、ちょっと予算と変わっているんで、若干。

それと次のページの331ページの不動産鑑定委託料、これ、どこをしているのかです。

あと飛びまして341ページ、繰出金なんですけれども、私も分からないので、水道事業会計繰出金7,007万6,000円ですか、それと病院会計の繰出金、この数字の根拠、どうやって出てきたのかな、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは最初に、253ページですか、消耗品ですよ。これは、主に雨がっぱです。雨具を昨年購入いたしまして、これが117万6,000円でございます。

失礼しました。2 番目……

（「253ページの1,313万9,322円です」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） 失礼しました。

それでは、雨具が117万6,000円、それから特別救助隊の救助服でありますけれども、これが81万9,000円、それから一般の消防隊の活動服が111万4,470円、あと防寒ブルゾンが12万6,000円、あとみんな細かいものの積み重ねになっているんですけども、資料で、じゃ、提出しますか。はい。

すみません、2 番目の質問。

（「そのページの職員研修負担金、一番下のほう」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） 失礼しました。

職員の研修負担金でございますけれども、これは主なものとしましては、救急救命士の救助研修所への入所負担金でございます。

（「人数は何人」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） 救命研修所は2名分ですね、46万円でございます。

あとほかにも数がございますので、それも資料で。

それでは、はしご車の……

（「先に消火栓維持管理負担金」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） これは水道課のほうへ負担金として納めまして、一応、消火栓の設置工事、それから修繕工事費でございます。

（「予算が230万円上がっているんですけども、数が増えたとか」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） 消火栓の工事が7か所ございまして、その前年度は5か所でございます。

（発言する人あり）

○消防長（菅谷衛一） ちょっと今調べさせていただきます。

それでは、はしご車のオーバーホールでございますけれども、はしご全体をおろしまして、細かい部分まで全部解体しましてそれでやりますので、だいたいこのくらいかかると。

（「本体はどのくらいですか」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） 本体ですか。本体は平成2年度に入れたものなんですけれども、これが1億円です。消費税を入れまして約1億円です。

それで前回のオーバーホールですけれども、前回9年前、平成12年に行っているんですけども、約2,300万円かかっております。

消火栓の金額なんですけれども、1個につきまして、いろいろ金額が異なりまして、96万円、100万円近いものから……

（発言する人あり）

○消防長（菅谷衛一） そうですね。

失礼しました。

それでは、消防自動車の整備点検委託料でございますけれども、これ、64個部ございまして、1個部が3万円でございます。

(発言する人あり)

○消防長（菅谷衛一） 64ですね。

(発言する人あり)

○委員長（神子 功） 消防長、担当者の方が答えられれば、その方に答えてもらってもいいですから。

○消防長（菅谷衛一） 分かりました。

失礼しました。これは団のほうに3万円支払われ……

(「年間に3万円で」の声あり)

○消防長（菅谷衛一） そうです。

(「分かりました」の声あり)

○消防長（菅谷衛一） 以上でございます。

○委員長（神子 功） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、佐久間委員からご質問のございました、329ページ、給食センター関係職員給与費の件でございます。

予算では29人から3人増えているというご指摘をいただきました。これの3人増につきましては、異動による配置替えで増えた人数でございます。

それから、もう1点、いわゆる委託料、不動産鑑定委託料でございます。331ページ、これにつきましては、新給食センターの建設に向けて、海上中用地の北側等々の鑑定を依頼したものでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、341ページの繰出金の関係でございます。

まず、水道の分でございます。7,007万6,000円、これにつきましては、水道の高料金対策の繰り出しになっております。これは旧海上地区、飯岡地区、干潟地区の部分はまだ基準より高いということで、これが繰り出し。

それと、3,780万円の分ですけれども、これは、上水道の建設改良事業、これは説明の109ページにございます。このとおりでございますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○財政課長（加瀬正彦） それで、あと中央病院でございますけれども、中央病院には、普通交付税、それから特別交付税で措置されたものをそのまま出している。中央病院のほうの受

け入れと申しますか、その中では収益的収入に入れているという状況でございます。一番大きなものは、小児医療の確保に要する経費ということで1億4,500万円、それから追加費用の負担に関するもの1億2,500万円、あと高度医療に関するもの8,973万円、それから救急医療の確保に関する経費ということで6億3,700万円等をずっと積み上げまして、14億4,300万円という、そういう数字でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） はい。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 329ページの給食センターの関係なんですけれども、大変申し訳ないんですけれども、配置替えて3人増えて1,000万円も経費をかけたのでは、ちょっとまずいんじゃないかなと。それはただ単に人員で配置替えて、忙しいから多分3人増えたと思うんです。大変だと思うんです。ただ、今、不動産鑑定委託料って、何か新しい場所を探して、何か新しい計画があるのかなと。そう思って、多分そのせいでこの3人増えて、仕事が忙しいからと、私はそう思ったんですよ。ただ、同じ仕事を当初29人であったものを32人でやるというのは、ただただ配置替えではちょっとまずいんじゃないのかなと、そう思ったんです。それで、不動産鑑定委託料20万円、そんなに金額は大きくはないんですけれども、何か新しいことをやっているんじゃないかと、そう思ったんですが、どうなんですかね。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 説明が不足しておりました。申し訳ありません。

まず、第二、第三給食センターの老朽化に伴いまして、新給食センターの計画がございます。これは市の総合計画にのっとって進めているものでございます。その関係の仕事、さらには第一給食センターの調理業務の民間委託、それらに対応すべく人員を配置したものもございます。それから、ここに先ほどご指摘をいただきました32名がすべて調理員ということではございませんで、事務方もおりますし、そのほか栄養士も入っております。そのほかにパートの調理員もいるというようなことで仕事をさせていただいているところでございます。

なお、不動産鑑定につきましては、先ほど申し上げましたように、新給食センター建設に向けての不動産鑑定委託料というようなことでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもありがとうございました。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、9款消防費から14款予備費までについての質疑を終わります。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、今回、決算の特別委員会ということで、冒頭お配りしてある資料がございました。それにつきまして、少しお時間をいただきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、決算カードでございます。こういう細かい数字の入ったものですね。

○委員長（神子 功） あらかじめテーブルにあった資料でございます。

○財政課長（加瀬正彦） そうです。これにつきましては、議会では初めてお配りするかとも思います。ただ、これは決算統計に基づきまして県のほうで統一的な様式を定められておりまして、それに基づいて数値が入っていくということでございます。

特に注意していただきたいのは、決算統計に基づきまして統計処理をした数値が入るということで、決算書にのった数字がそのままここに出てくるわけではないということなんです。要するに、歳入総額と歳出総額、決算書の数字とは若干違ってきます。これは見ていただければだいたい分かるんですけども、1,700万円ぐらいのそごがあると。これは統一的なルールですべて一般会計分ということで処理をするためにこういったような形になる。それだけご注意ください、これは後ほどご覧いただければと思います。

それともう一つ、今回、財務4表ということで速報値でこれをお配りしていると思います。これにつきましては若干ちょっとご説明を申し上げます。

1ページをちょっとお開きいただきまして、その裏に、公会計制度改革による財務4表整備の概要ということで書いてあります。いわゆる公会計ということで、現金主義、単式簿記を特徴としております地方自治の会計制度、それを発生主義、複式簿記というような企業会計手法を導入しようという、そういう取り組みでございます。この取り組みに当たりましては、平成18年8月に策定された「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」ということで、その行の後ろのほう、人口3万人以上の都市に対しては平成21年度までに「財務4表」、いわゆる貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の整備、これを必要な形で情報公開してくださいと、そのようなことが求められており

ます。

そこで一つ飛びまして4番なんですけれども、平成20年度の決算から基準モデルに基づきまして旭市では取り組んで作って参ったということでございます。

本来であれば一部事務組合とか第三セクターとかすべて含めるんですけれども、なかなかそこまではまだすべて整わないと。ほかの市の絡みもあるということがございまして、旭市の中のすべての会計、いわゆる普通会計、それから公営企業会計、それらをすべてくし刺しにして今回この数字にしてあります。

それが次からの貸借対照表等でございます、これにつきましては、貸借対照表につきましては、市の資産の状況、借金の状況、それを一目で分かるようにしてございます。資産の部につきましては、現金や債権等の金融資産と土地・建物等の非金融資産を記載しています。負債の部は、これらの資産を築くための借入金等、また純資産の部は、国・県支出金や税金等の過去に使われた財源、そういったものが入ってきております。

資産の部なんですけれども、これを簡単にご説明申し上げますと、金融資産の債権なんですけれども、これは税等の未収金、貸付金が入ります。それと一つ飛びまして投資等、これは出資金や基金や積立金の積み上げたものです。

その下の非金融資産、ここは事業用資産とインフラ資産に分かれます。事業用資産というのは、いわゆる小・中学校、公民館、そういったものが含まれるんですけれども、土地・建物、機械器具、物品などの売却が可能な資産になります。インフラ資産というのは、道路、河川、橋梁など、これは売却することができない、そういった資産になります。

その下の負債なんですけれども、流動負債、これは1年以内に返済が求められている市債や借入金、そういったもの、非流動負債は、償還予定が1年を越える市債、そういったものになっています。

この合計が、一番下、資産合計は1,528億1,204万5,000円ということで、これが負債純資産の部合計、一緒になっている。これまで多く資産形成ができていた状況であるというような、そういうところでございます。

次の行政コスト計算書なんですけれども、これは、市の恒常的な活動に伴うコストと使用料、手数料等の収入をここで示しています。経常費用は、毎回経年度経常的に発生するということで、人件費や物件費等の経常業務費用と、それから扶助費、補助費等の移転の支出費用、そういったものをここで出しています。例えば経費なんかだと、ほかに業務費、委託費、そういったものがここに含まれます。例えば経常業務費用の(4)番であれば、ここでは公

債費等の利払い分などが含まれます。

それと、この財源変動の（１）純経常費用への財源措置は、行政コスト計算書で計算された純経常費用に支出した金額となりまして、これは同じ金額が出てきます。

その他、このA、B、Cと三つあるんですけども、この三つを合計しますと当期の純資産変動額Dとなるものでございます。

ちょっと間違っていました。すみません。説明が飛んでしまいました。ちょっと戻っていただきまして、経常収益は、毎回経年度経常的に発生する使用料、手数料等の収益になります。これ、経常費用の合計が590億円、経常収益が323億円で、差し引いて純経常費用が267億円ということで、サービスを提供するのに267億円かかっているという、旭市のサービスはそれだけの費用がかかっているということです。ただ、旭市の場合には特殊な状況がございまして、旭中央病院が自分のところで相当事業収益を上げておりますので、一般の市町村ではここが物すごくマイナスになるという、そういう状況がございます。

失礼しました。

次に、純資産の変動計算書、3ページになります。ここは、市の純資産、つまり資産から負債を差し引いた残りがこの会計年度の間にどのように増減したかを明らかにするというところで、それぞれ財源を調達する費用が2番にあって、それを使った費用があって、その下に資産形成の充当財源の変動の部があると。その他の純資産変動の部ということで、実はこのところで大きなマイナスがあるんですけども、これについては、今回の基準の導入に当たりまして総務省のほうから示されて、要するにどういう形で資産形成されたか分からない、減価償却されたか分からないものというのはここにすべて含まれて、ここで一括してマイナスして、その下の当期の純資産の変動額を出すと。当期の純資産29億2,942万8,000円というのが平成20年度で形成された資産であると、そのような形になります。

次の4の資金収支計算書なんですけれども、これは、市の資金収支の状態、よくキャッシュフローと言いますけれども、それがこれになります。市の資金収支の状態で、すなわち資金利用状況、それから資金の獲得能力を明らかにするというところで、これを目的として作成します。

経常的な収支区分なんですけれども、ここに記載したような経常的な支出、経常的な収入というのがあって、これは68億1,801万4,000円という数字が出てくる。資本的な収支の部分、これが資本的支出と資本的収入それぞれで、資本的にはマイナスの66億5,430万5,000円と。ただ、基礎的財政収支、これが政府なんかでよく言われていたプライマリーバランスに当た

るもの、ここは黒字で、1億6,370万9,000円ということで、健全な運営ができているという
ような話ができるかと思います。

その後、財務的な収支区分ですけれども、ここでは財務的な支出ということで、支払い利息とか元金の償還の支出、これを多く支払っている。その下の財務的な収入というのは、公債の発行の収入であるとか借入金とかですから、ここでは、常に借り入れと支出が一緒であればこの部分はマイナスにはならないんですけれども、比較的、今、資金的に余裕があるので、多く元金等を返していつているという状況があるということです。

それで、当期の資金収支はマイナスの25億6,994万4,000円になるんですけれども、ただ、これでもしっかりとしたお金をもって運営できている、そのようなことが表されているということで、これについては、ただお配りしたというとなんなので、少しだけ説明させていただきました。

以上です。

○委員長（神子 功） ありがとうございます。

それでは、ただいま財政課長から説明がありましたことにつきましては、また持ち帰りましてよく把握していただきたいと思います。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（神子 功） これより討論を省略して、議案第1号の採決をいたします。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

以上で議案第1号の審査は終了いたしました。

○委員長（神子 功） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本委員会は14日午前10時より議会委員会室にて開催いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時44分